

# 小郡市子ども・子育て支援事業計画

---

(第1期)



平成27年3月

小郡市

## はじめに

---

小郡市では、「第5次小郡市総合振興計画」を柱とし、「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を将来像とし、その実現に向けた取り組みを進めています。また、保健福祉分野では、子ども・子育て支援をはじめとする各個別計画に基づき、社会福祉の増進を図ってまいりました。



しかしながら近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与え、新聞やテレビ等では、連日、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されています。その一方で、子育てを社会全体で支援していくための前向きな動きもみられます。少子化を食い止め、心豊かな社会を取り戻すためには、すべての人が子育ての重要性を再認識する必要があり、今まさにその時が来ているのではないかと考えます。

国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

このような背景のもと、「小郡市次世代育成支援地域行動計画」等の実績を踏まえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、安全・安心な環境の中で、支えあいながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「小郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見を頂き、集約した上で、小郡市子ども・子育て会議でご審議をいただきました。最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました、小郡市子ども・子育て会議委員の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆さまには、小郡市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

小郡市長 **平安 正知**

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 子ども・子育て支援新制度の概要 .....	3
5 計画の策定体制と方法 .....	5
<b>第2章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>6</b>
1 人口・世帯の状況 .....	6
2 人口動態・就労の状況 .....	10
3 子どもや子育てをめぐる現状 .....	15
<b>第3章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く課題</b> .....	<b>19</b>
1 教育・保育の提供 .....	19
2 地域の中の子育て環境づくり .....	24
3 仕事と子育ての両立支援 .....	27
4 親子の健康確保 .....	28
5 教育と人権擁護 .....	28
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 基本目標 .....	30
2 基本方針 .....	31
3 施策の体系 .....	32
<b>第5章 施策の具体的な取り組み</b> .....	<b>33</b>
1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり .....	33
2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり .....	38
3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり .....	46
4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり .....	48
5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり .....	54

<b>第6章 量の見込みと確保方策</b> .....	<b>59</b>
1 教育・保育提供区域 .....	59
2 子ども・子育て支援給付 .....	59
3 地域子ども・子育て支援事業 .....	65
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>72</b>
1 計画の推進体制 .....	72
2 計画の進行管理 .....	73
<b>資料編</b> .....	<b>74</b>
1 用語解説 .....	74
2 小郡市子ども・子育て会議条例 .....	77
3 小郡市子ども・子育て会議委員名簿 .....	78
4 小郡市子ども・子育て会議開催状況 .....	79



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指すとされています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援地域行動計画」を、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」として策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

## **2 計画の位置づけ**

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「小郡市次世代育成支援地域行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「小郡市総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図っています。

### **根拠法令**

#### **<子ども・子育て支援法>**

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### **<次世代育成支援対策推進法>**

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

## **3 計画の期間**

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握・評価し、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

## 4 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

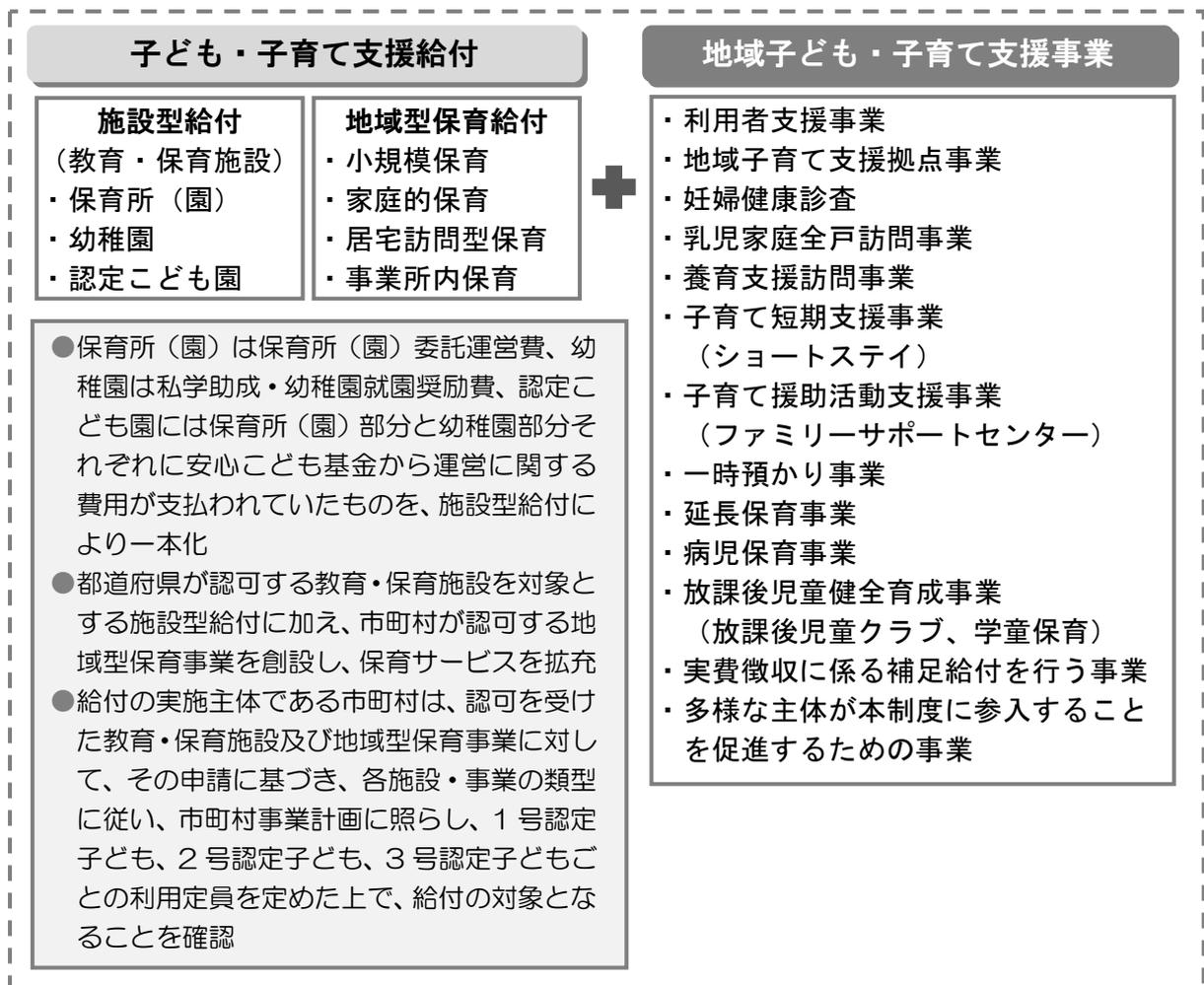
2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【保育を必要とする子ども】

### (2) 子ども・子育て支援サービスの概要



## 施設型給付

### ■ 保育所（園）・幼稚園

保育所（園）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

### ■ 認定こども園

幼稚園・保育所（園）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

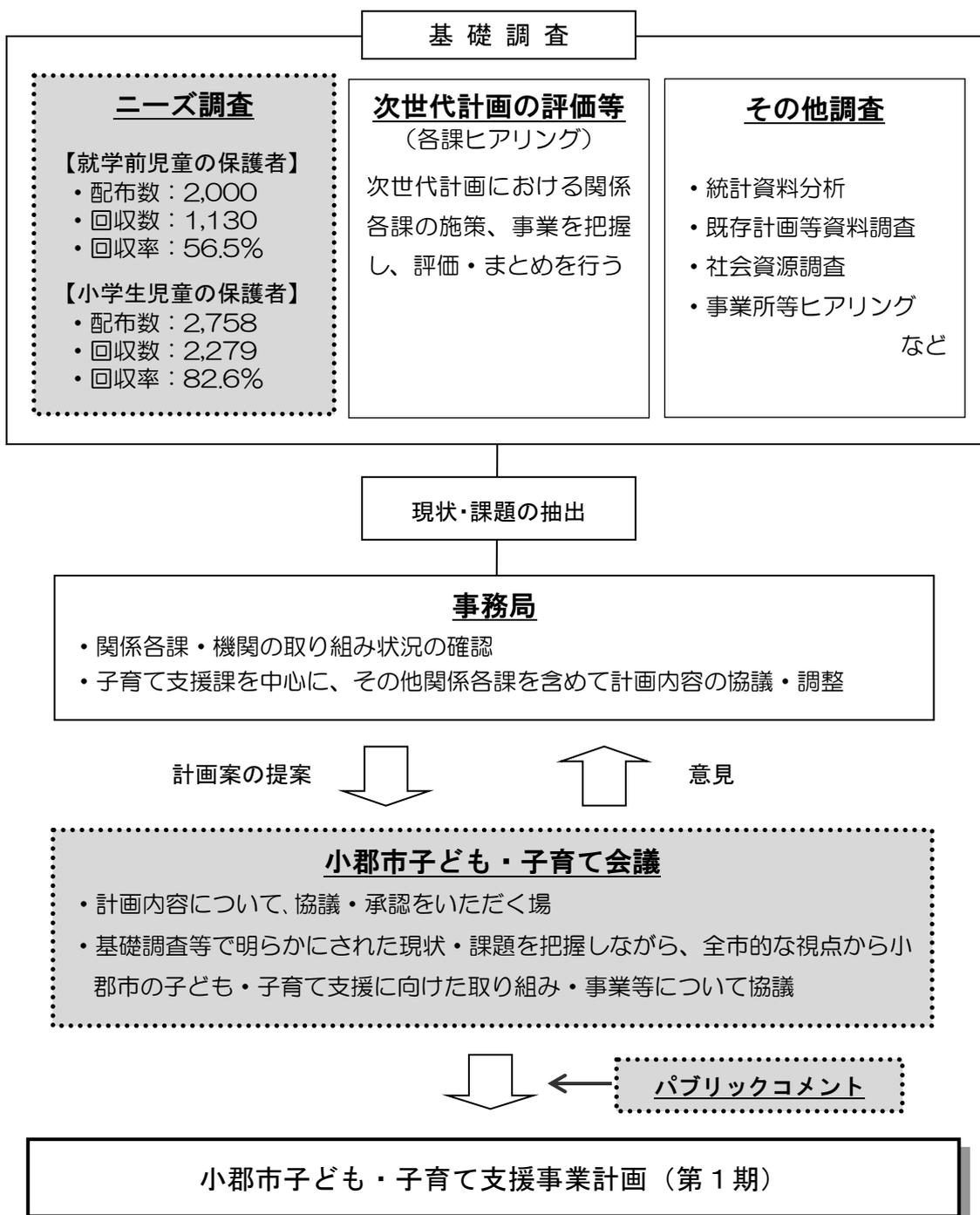
## 地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

認可 定員	19人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6人			
	5人	家庭的保育事業		
	1人			

## 5 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、小郡市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。



※          は、住民参加による策定プロセスを示す

## 第2章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く現状

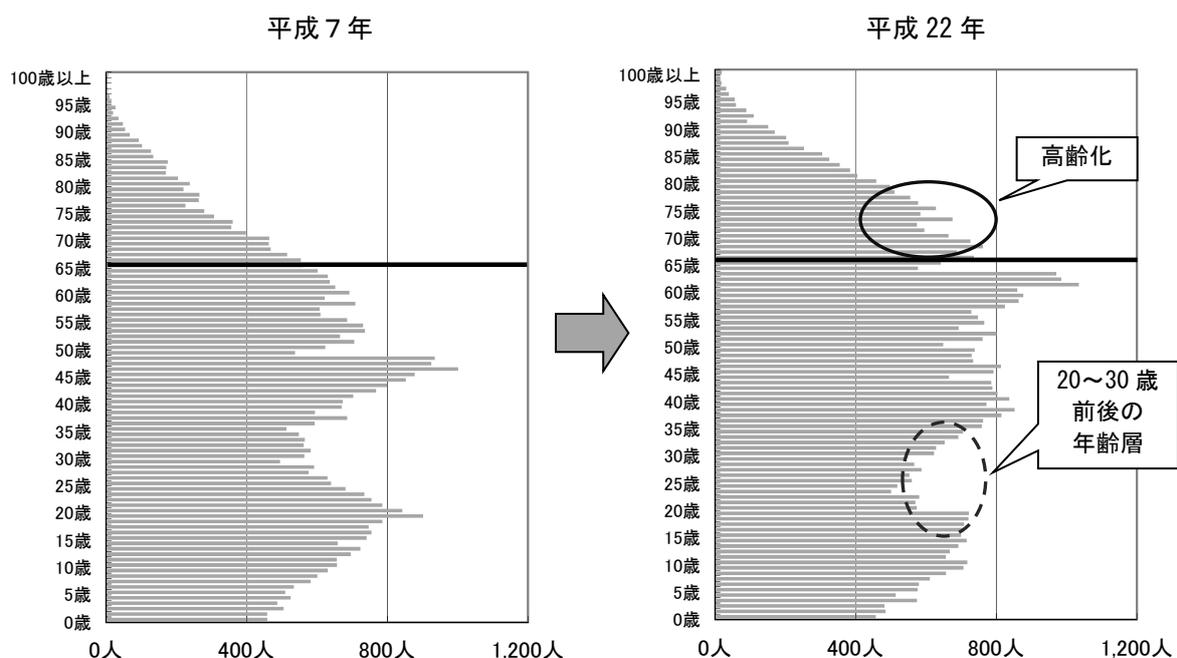
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口構成の推移

平成7年と平成22年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口は大きな変化はみられませんが、60歳前後や65歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層については、特に20～25歳が減少しており、今後小郡市においても出生率の低下や少子化が予測されます。

<人口構成の推移>



資料：国勢調査

## (2) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成7年の50,612人から平成22年の58,499人と15年間で7,887人増加しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、すべての構成区分において15年間で増加傾向にあり、特に老年人口（65歳以上）は約2倍となっています。しかし、年少人口と生産年齢人口は、平成17年から平成22年にかけて減少傾向となっています。

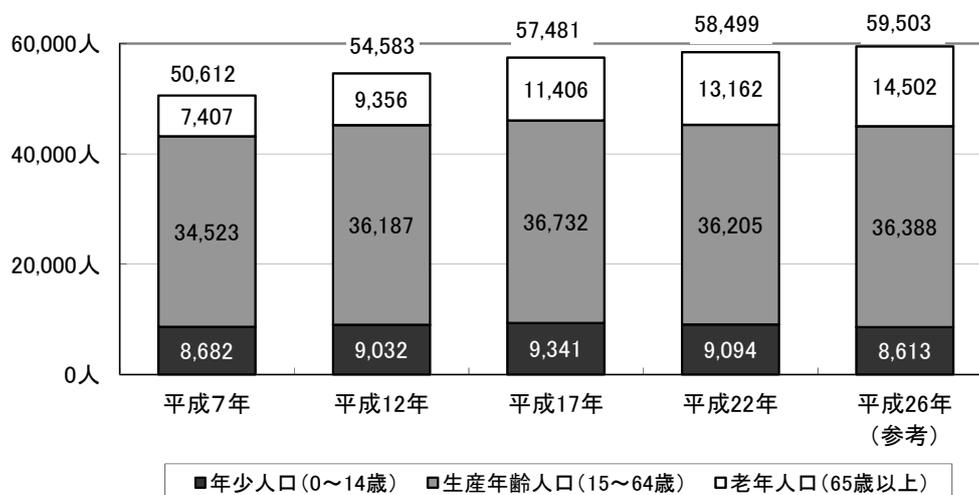
### <年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年 (参考)
総人口	50,612	54,583	57,481	58,499	59,503
年少人口（0～14歳）	8,682	9,032	9,341	9,094	8,613
構成比	17.2%	16.5%	16.3%	15.5%	14.5%
生産年齢人口（15～64歳）	34,523	36,187	36,732	36,205	36,388
構成比	68.2%	66.3%	63.9%	61.9%	61.2%
老年人口（65歳以上）	7,407	9,356	11,406	13,162	14,502
構成比	14.6%	17.1%	19.8%	22.5%	24.4%
年齢不詳	0	8	2	38	0

資料：国勢調査（10月1日）、平成26年のみ住民基本台帳（10月1日）

### <年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査、住民基本台帳  
※合計値は年齢不詳を含む

### (3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、一般世帯総数は平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、4,744世帯増加しています。

また、核家族世帯総数は平成7年から平成22年にかけて3,442世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

<世帯構成の推移>

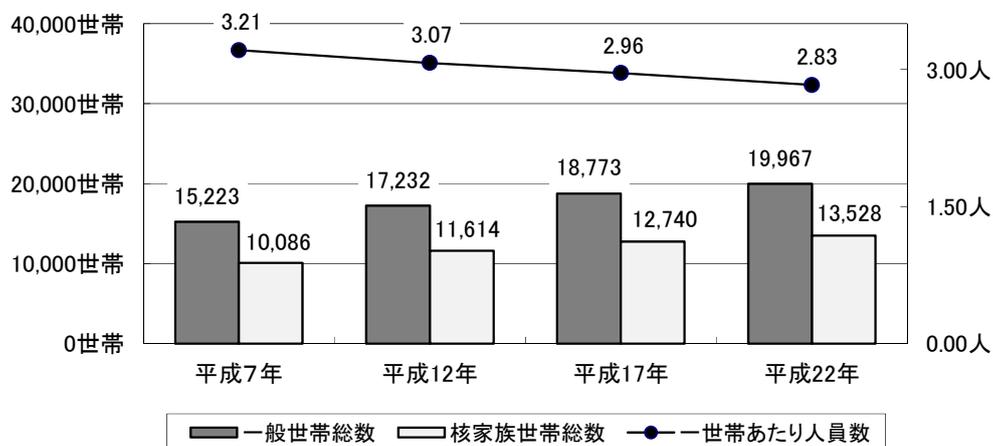
単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数				その他の親族世帯					
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成7年	15,223	12,939	10,086	2,722	6,220	147	997	2,853	13	2,271	48,927人
平成12年	17,232	14,400	11,614	3,358	6,847	178	1,231	2,786	46	2,786	52,968人
平成17年	18,773	15,452	12,740	3,804	7,181	218	1,537	2,712	66	3,255	55,531人
平成22年	19,967	16,046	13,528	4,198	7,405	249	1,676	2,518	104	3,815	56,542人

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

<核家族世帯等の推移>



資料：国勢調査

#### (4) 6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移についてみると、18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数は増加傾向にあり、平成22年では4,985世帯となっています。

また、6歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数は、平成22年でわずかに減少しており、1,902世帯となっています。

<6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移>

単位：世帯

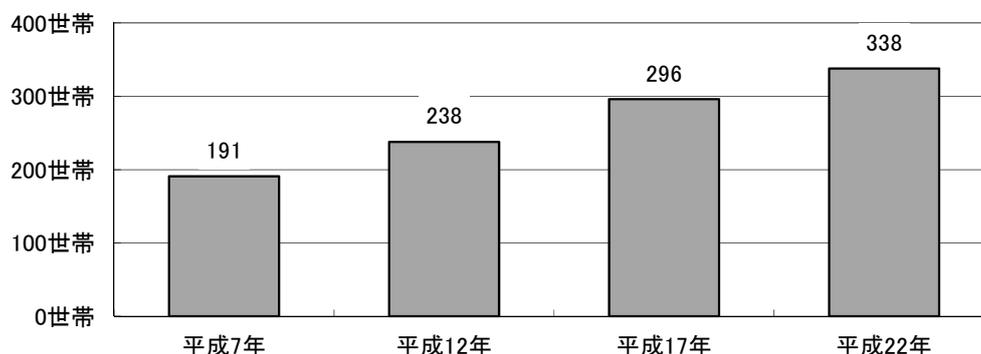
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 ①	15,223	17,232	18,773	19,967
6歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数 ②	1,505	1,801	1,932	1,902
構成比 ②/①	9.9%	10.5%	10.3%	9.5%
18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数 ③	4,041	4,468	4,785	4,985
構成比 ③/①	26.5%	25.9%	25.5%	25.0%

資料：国勢調査

#### (5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（未婚・死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）の推移についてみると、平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、平成22年では338世帯となっています。

<ひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査

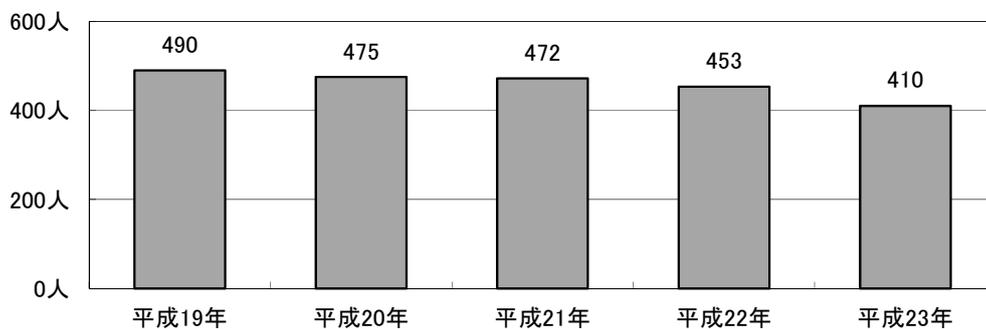
## 2 人口動態・就労の状況

### (1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移についてみると、平成19年から平成23年にかけて減少し続けており、平成23年では410人となっています。

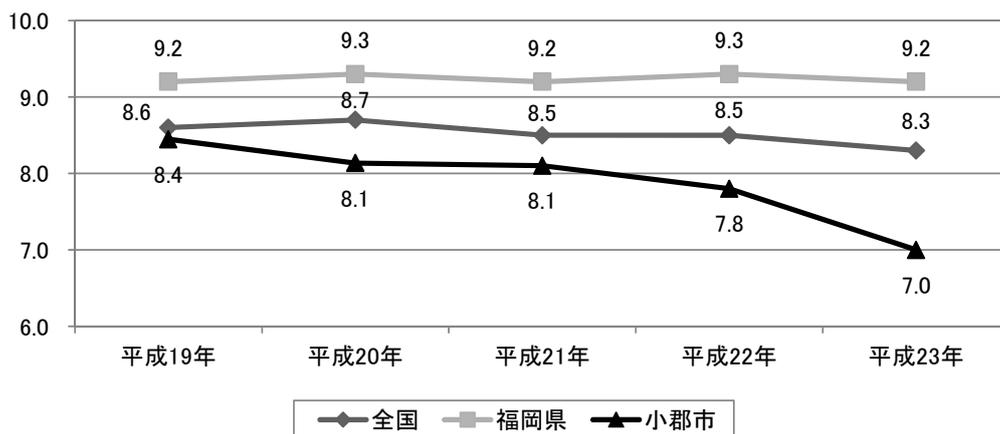
また、出生率（人口千人対）の推移について全国・福岡県と比較すると、各年で全国・福岡県を下回っており、平成21年以降は減少し続けています。

<出生数の推移>



資料：人口動態統計

<出生率の推移（全国・福岡県との比較）>



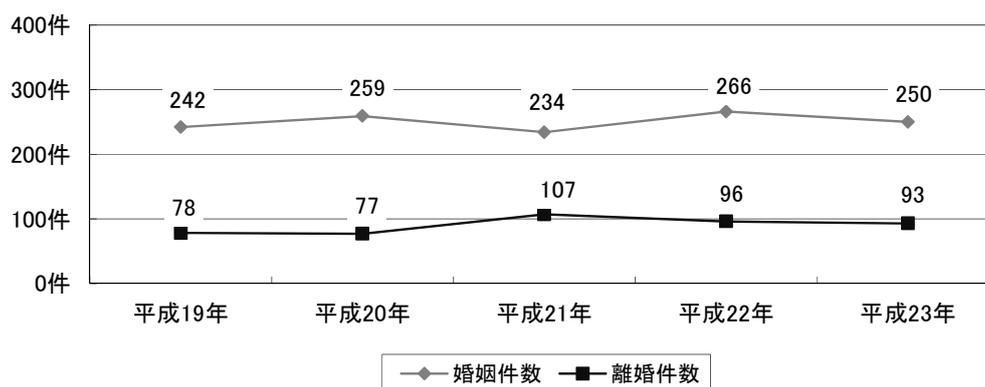
資料：人口動態統計

## (2) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移についてみると、婚姻件数については、平成19年から平成23年にかけて増減を繰り返しており、平成23年では250件となっています。

離婚件数については、平成21年から平成23年にかけて90～100件程度と多くなっています。

<婚姻・離婚件数の推移>



資料：人口動態統計



### (3) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移についてみると、すべての年齢階層において未婚率が増加しています。特に25～29歳、30～34歳、35～39歳の年齢階層の未婚率は、平成7年から平成22年にかけて10ポイント以上増加しています。

このことは、小郡市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

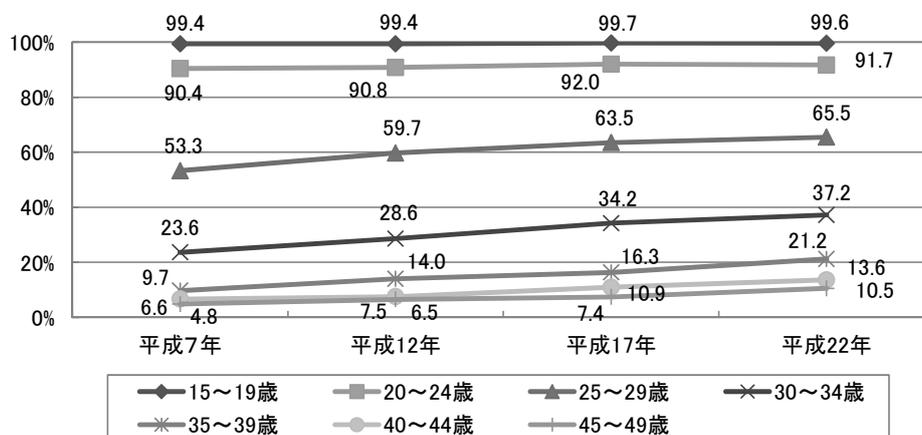
<女性の未婚者数・未婚率の推移>

単位：人

	人 数				未 婚			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,036	1,809	1,729	1,818	2,023 99.4%	1,798 99.4%	1,723 99.7%	1,811 99.6%
20～24歳	1,967	1,915	1,629	1,396	1,778 90.4%	1,739 90.8%	1,499 92.0%	1,280 91.7%
25～29歳	1,562	1,837	1,740	1,448	833 53.3%	1,096 59.7%	1,105 63.5%	949 65.5%
30～34歳	1,515	1,721	1,872	1,740	357 23.6%	492 28.6%	641 34.2%	647 37.2%
35～39歳	1,630	1,824	1,975	2,083	158 9.7%	256 14.0%	321 16.3%	441 21.2%
40～44歳	1,929	1,883	2,008	2,125	128 6.6%	141 7.5%	219 10.9%	289 13.6%
45～49歳	2,212	1,998	1,949	2,046	107 4.8%	129 6.5%	144 7.4%	215 10.5%

資料：国勢調査

<女性の未婚率の推移>



資料：国勢調査

男性の未婚率の推移についてみると、25歳以上の年齢階層で未婚率が増加しています。特に30～34歳、35～39歳、40～44歳の年齢階層の未婚率は、平成7年から平成22年にかけて10ポイント以上増加しています。

このことは、小郡市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

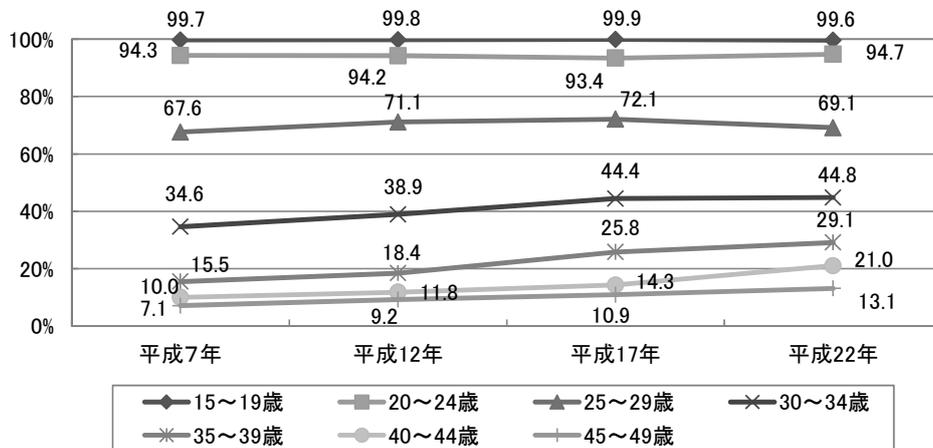
<男性の未婚者数・未婚率の推移>

単位：人

	人 数				未 婚			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	1,895	1,793	1,746	1,740	1,889 99.7%	1,790 99.8%	1,744 99.9%	1,733 99.6%
20～24歳	1,833	1,727	1,555	1,349	1,729 94.3%	1,627 94.2%	1,452 93.4%	1,278 94.7%
25～29歳	1,371	1,727	1,571	1,360	927 67.6%	1,228 71.1%	1,132 72.1%	940 69.1%
30～34歳	1,306	1,469	1,769	1,562	452 34.6%	571 38.9%	786 44.4%	699 44.8%
35～39歳	1,426	1,579	1,685	1,878	221 15.5%	290 18.4%	434 25.8%	547 29.1%
40～44歳	1,867	1,697	1,728	1,757	187 10.0%	200 11.8%	247 14.3%	369 21.0%
45～49歳	2,064	1,944	1,742	1,762	146 7.1%	178 9.2%	190 10.9%	231 13.1%

資料：国勢調査

<男性の未婚率の推移>



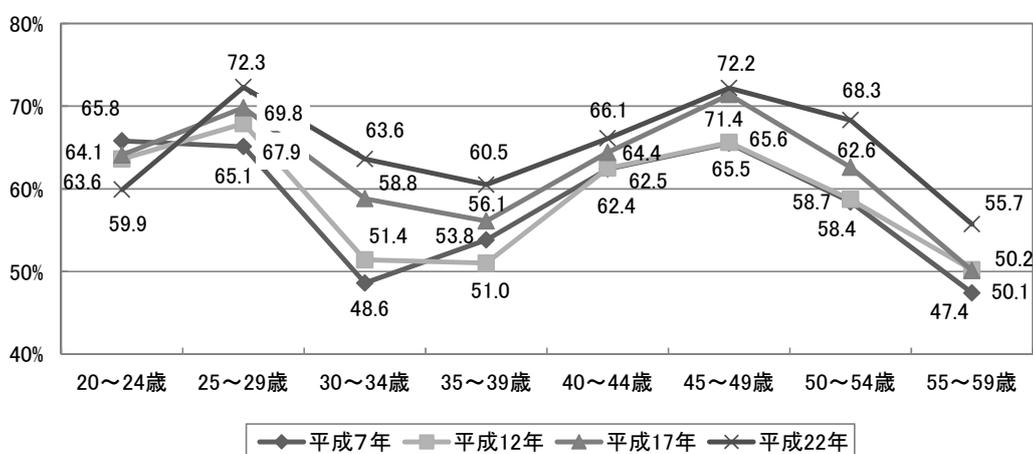
資料：国勢調査

#### (4) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移についてみると、30～39歳の年齢階層では就業率が低下するM字曲線を描いているものの、平成7年と平成22年を比較すると、30～34歳の年齢階層では15ポイントの差が生じており、年々就業率が高まる傾向にあります。

このことから、子どもを産み育てる年齢階層で結婚・出産に伴い離職する人が減少したこと、また、未婚化・晩婚化などにより就業を継続する女性が増加したことがうかがえます。

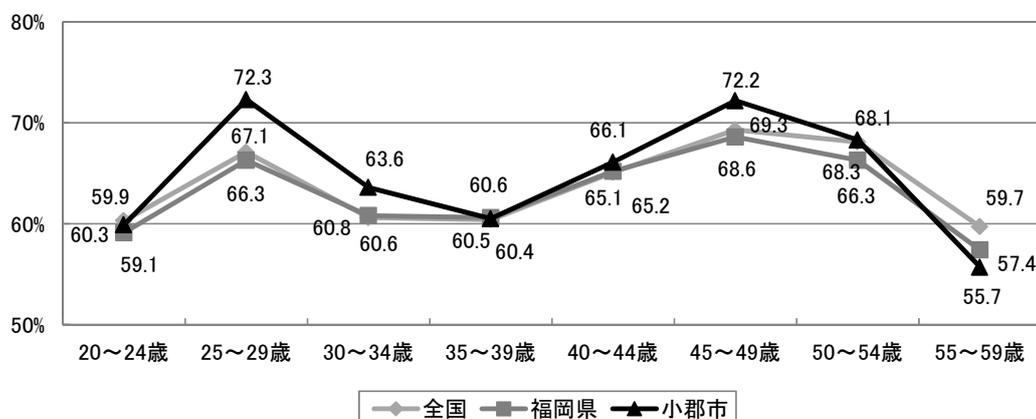
＜女性の年齢別就業率の推移＞



資料：国勢調査

平成22年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、特に25～29歳、30～34歳で全国・福岡県を上回る数値となっています。

＜平成22年の女性の年齢別就業率の推移（全国・福岡県との比較）＞



資料：国勢調査

### 3 子どもや子育てをめぐる現状

#### (1) 認可保育所（園）の状況

現在、小郡市には認可保育所（園）が 12 園あります。在園児数の総数をみると、平成 24 年度以降増加しており、平成 26 年度では 1,116 人となっています。

＜認可保育所（園）の状況＞

単位：人

			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立	三国保育所	定員	110	110	110	110	110
		在園児数	109	98	115	110	121
	御原保育所	定員	60	60	60	60	60
		在園児数	70	66	65	73	74
	大崎保育所	定員	30	30	30	30	30
		在園児数	39	42	36	43	42
私立	小郡保育園	定員	120	120	120	120	120
		在園児数	104	96	100	99	104
	味坂保育園	定員	120	120	120	120	120
		在園児数	139	139	130	115	117
	松崎保育園	定員	60	60	60	60	60
		在園児数	58	52	60	53	57
	城山保育園	定員	60	60	60	60	70
		在園児数	63	68	75	69	71
	小郡中央 保育園	定員	120	120	120	120	120
		在園児数	136	130	134	139	133
	大原保育園	定員	80	80	80	80	80
		在園児数	92	99	88	93	93
	三国が丘 保育園	定員	90	90	90	90	100
		在園児数	105	112	107	110	106
	みすず 保育園	定員	90	90	90	90	90
		在園児数	102	114	115	114	102
	すばる 保育園	定員			90	90	90
		在園児数			83	99	96
合計【定員】			940	940	1,030	1,030	1,050
合計【在園児数】			1,017	1,016	1,108	1,117	1,116
0 歳			49	47	49	66	61
1～2 歳			320	331	348	348	348
3 歳以上			648	638	711	703	707

資料：子育て支援課（5月1日現在）

## (2) 幼稚園の状況

現在、小郡市には市立幼稚園が2園、私立幼稚園が3園あります。在園者数の総数をみると、平成23年度以降、減少傾向にあり、平成26年度では722人となっています。

### <幼稚園の状況>

単位：人

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市立	小郡幼稚園	定員	240	240	240	240	240
		在園者数	80	88	94	84	80
	三国幼稚園	定員	180	180	180	180	180
		在園者数	104	97	91	62	66
私立	三井幼稚園	定員	225	225	315	315	315
		在園者数	275	299	285	288	277
	小郡カトリック幼稚園	定員	210	210	210	210	210
		在園者数	114	102	102	98	89
	麻生学園アスター幼稚園	定員	140	140	140	140	140
		在園者数	237	226	204	211	210
合計【定員】			995	995	1,085	1,085	1,085
合計【在園者数】			810	812	776	743	722

資料：教務課（5月1日現在）

### 【参考】未就学児の人数と、認可保育所（園）数・幼稚園数

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
未就学児の人数	未就学児の人数（合計）	3,153人	3,136人	3,108人	2,983人	2,965人
	0歳	448人	456人	412人	442人	456人
	1歳	504人	484人	495人	419人	470人
	2歳	512人	531人	509人	500人	452人
	3歳	563人	543人	526人	527人	516人
	4歳	533人	578人	567人	521人	535人
	5歳	593人	544人	599人	574人	536人
施設数	認可保育所（園）	11園	11園	12園	12園	12園
	幼稚園	5園	5園	5園	5園	5園

資料：住民基本台帳（4月1日現在）

### (3) 地域子育て支援拠点事業の状況

現在、小郡市には子育て支援センターが3か所、つどいの広場が1か所あります。年間の利用児童数をみると、増減はあるものの近年は増加しており、平成25年度では15,557人の利用となっています。

<地域子育て支援拠点事業の状況（年間の利用児童数）>

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小郡市子育て支援センター（大崎保育所）	3,220	3,484	3,513	3,426	3,197
味坂保育園子育て支援センター	1,911	1,778	1,837	1,964	1,947
三国が丘保育園子育て支援センター	1,358	2,103	2,293	2,668	2,455
つどいの広場（東野校区公民館）	6,521	9,262	7,217	7,346	7,958
合計	13,010	16,627	14,860	15,404	15,557

資料：子育て支援課

### (4) 学童保育所の状況

現在、小郡市には各小学校区に学童保育所が計12か所あります。利用児童数をみると、増減はあるものの近年は増加しており、平成26年度では507人となっています。

また、そのうち支援を必要とする児童（特別な配慮の必要な児童）については、近年は増加傾向にあります。

<学童保育所の状況>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置か所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
児童数	458人	476人	506人	496人	507人
支援を必要とする児童数	4人	7人	13人	14人	17人

資料：子育て支援課（4月1日現在）

## (5) 小学校の状況

現在、小郡市には公立小学校が8校あります。児童数をみると、年々減少傾向にあり、平成22年度から26年度にかけて384人減少しています。

### <小学校の状況>

単位：人、学級

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
味坂小学校	学級数	6	6	6	6	7
	児童数	113	131	143	140	146
小郡小学校	学級数	23	23	23	23	23
	児童数	700	689	688	676	715
御原小学校	学級数	8	7	7	8	8
	児童数	102	115	118	126	122
立石小学校	学級数	8	8	8	9	9
	児童数	202	197	184	192	167
三国小学校	学級数	28	28	27	30	30
	児童数	805	856	833	878	891
大原小学校	学級数	15	15	15	14	14
	児童数	418	384	371	339	336
東野小学校	学級数	13	14	14	14	14
	児童数	368	357	351	327	299
のぞみが丘 小学校	学級数	37	37	34	31	29
	児童数	1,245	1,171	1,075	993	893
合 計	学級数	138	138	134	135	134
	児童数	3,953	3,900	3,763	3,671	3,569

資料：教務課（5月1日現在）

# 第3章 小都市の子どもや子育てを取り巻く課題

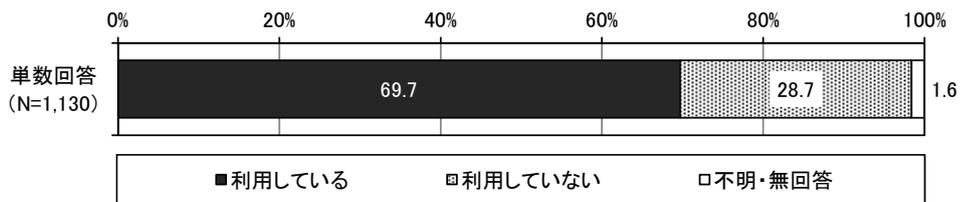
## 1 教育・保育の提供

### (1) 教育・保育事業について

定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」割合が前回調査より増加（前回は48.5%）しています。また、現在利用している事業及び今後利用したい事業としては、「認可保育所」「公立・私立幼稚園」が多く、利用希望では「幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」も2割程度となっています。

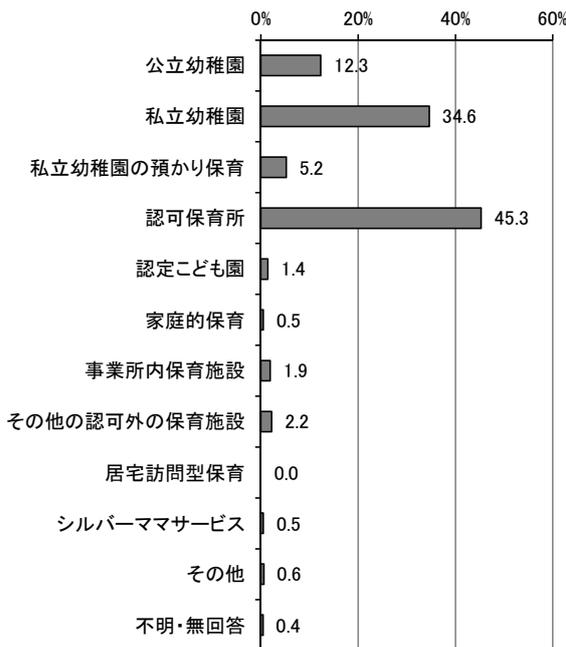
現在未就労の母親の就労希望が高いことから、今後教育・保育ニーズのさらなる高まりが予測されます。待機児童の解消とあわせ、柔軟に子どもを受け入れることができる体制づくりが必要です。

#### ■ 定期的な教育・保育事業の利用の有無



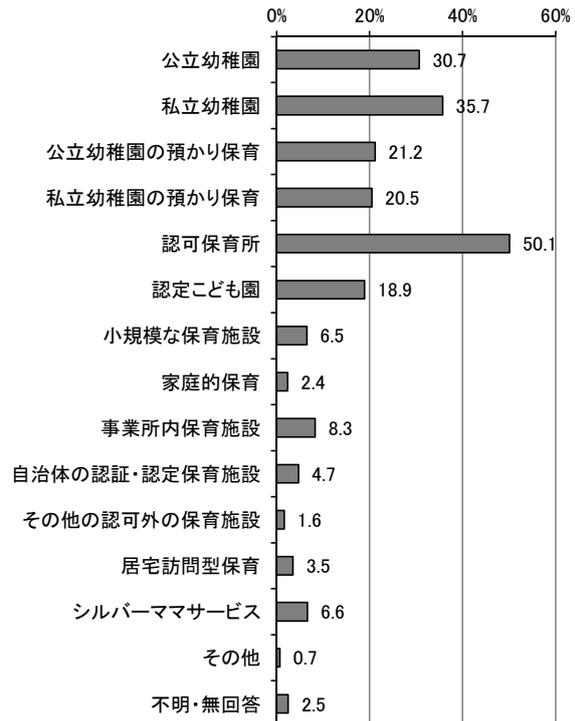
#### ■ 現在利用している教育・保育の事業

複数回答 (N=788)



#### ■ 今後利用したい教育・保育の事業

複数回答 (N=1,130)



### 自由回答等より関連意見

- ・ 公立幼稚園も3年保育にしてほしい。
- ・ 公立幼稚園での預かり保育をしてほしい。
- ・ 保育料が高い。
- ・ 第3子に対する保育料の緩和を希望したい。
- ・ 待機児童をなくし、希望する保育園に兄弟揃って入所できるように努力してほしい。
- ・ 保育所を増やすか、定員を増やして待機児童を解消してほしい。

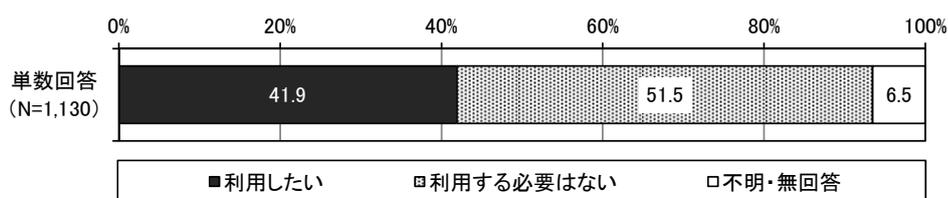
## (2) 子育て支援事業について

### ①一時預かり等について

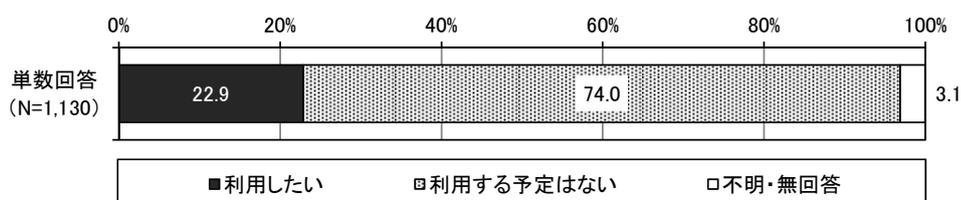
私用、親の通院、不定期の就労等の目的による、不定期な教育・保育事業の利用希望の有無については、「利用したい」が41.9%となっています。また、現在実施しているシルバーママの利用意向については、「利用したい」が22.9%となっており、そのほとんどが、祖父母や友人等に預かってもらえないときに利用したいと考えています。これらのことから、一時的な子どもの預かりに関する要望があることがうかがえます。

自由回答等からの関連意見では、シルバーママサービスの周知不足がうかがえることから、その情報提供を充実させ、一時預かりの受け皿として利用を促進する必要があります。さらに、子育て世代のボランティア参加意向を生かし、地域で助け合いができる体制をつくっていくことが求められます。

### ■不定期な教育・保育事業の利用希望の有無

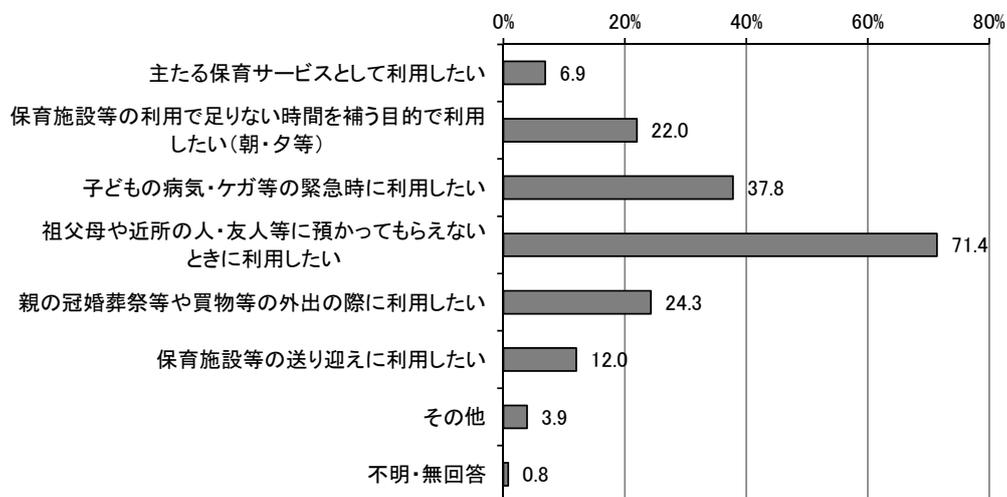


### ■シルバーママサービスの利用意向（就学前）



## ■どのような目的で利用したいと思うか（就学前）

複数回答(N=259)



### 自由回答等より関連意見

- ・シルバーママについて、もう少し具体的に誰でも利用できるようなパンフレット等作成してほしい。
  - ・シルバーママサービス事業があることを知らなかった。もっと知る機会が増えたらいいと思う。
- 30歳代では、「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサークル支援など）」のボランティア活動への参加意向がある。

○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より

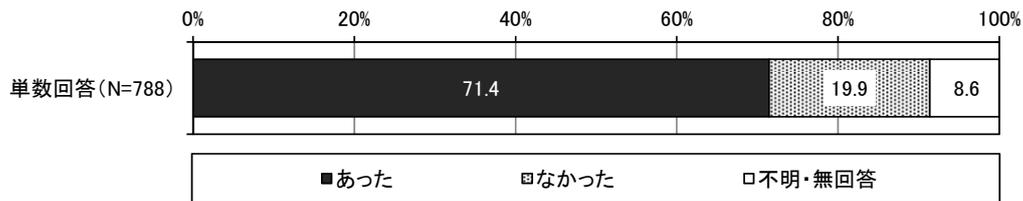


## ②病児・病後児保育について

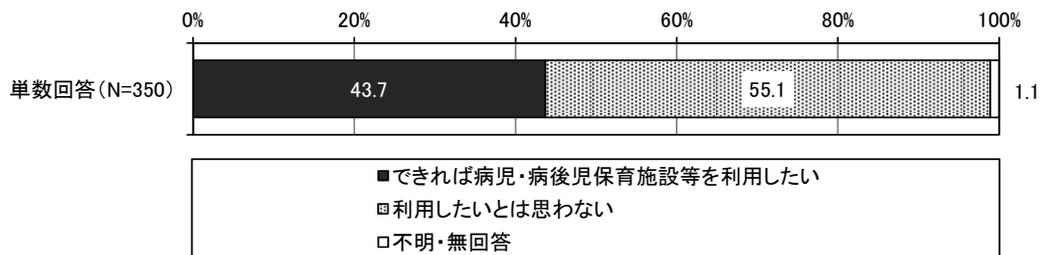
この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が71.4%となっており、そのうち43.7%が「できれば病児・病後児保育等を利用したい」と回答しています。

自由回答等からの関連意見でも、病児・病後児保育の充実を求める意見がみられるため、ニーズを踏まえ、事業の拡充を図ることが必要です。

### ■この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無（就学前）



### ■できれば施設に預けたいと思ったか（就学前）※対処方法として父親・母親が休んだ方のみへの質問



#### 自由回答等より関連意見

- ・病児保育、病後児保育を充実させてほしい。
- ・病児保育は、月曜日も預かってほしい。
- 子どもが病気になった時、感染症で幾日も会社を休まなければならない時、困っている。
- 共働き家庭が多いので、子どもの病気時の対応が大変のようだ。

○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より

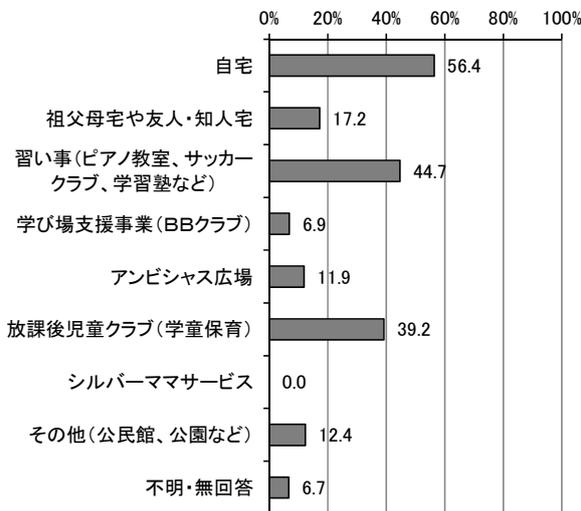
### ③放課後の過ごし方について

就学前において、小学校低学年で希望する放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ（39.2%）」よりも「自宅（56.4%）」や「習い事（44.7%）」が多くなっています。一方、小学生の現在の放課後の過ごし方は、「自宅（80.0%）」に次いで「習い事（61.9%）」が多く、「放課後児童クラブ」は11.6%となっています。

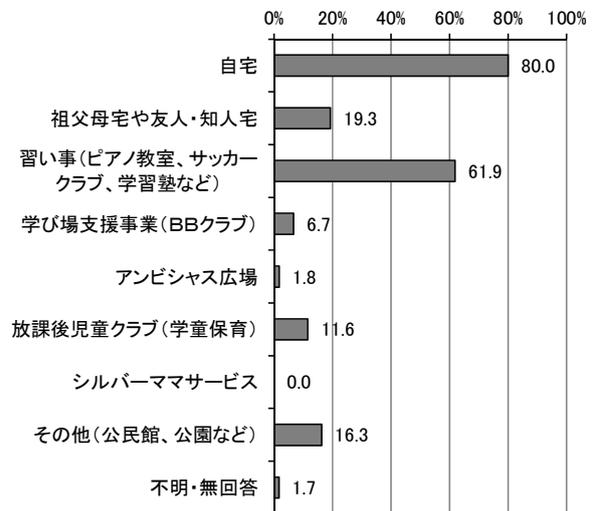
就学前児童の希望と、小学生の実態とでは差がみられるものの、自由回答等からの関連意見では、学童保育に関するさまざまな要望もあがっているため、それらを踏まえ事業の充実を図る必要があります。

#### ■小学校低学年で希望する放課後の過ごし方 (就学前) ■子どもの現在の放課後の過ごし方 (小学生)

複数回答(N=436)



複数回答(N=2,279)



#### 自由回答等より関連意見

- ・夏休みや冬休みだけでも学童保育に通えるようにしてほしい。
- ・学童利用料金をもう少し安くしてほしい。
- ・学童保育の利用時間をもう少し長くしてほしい。
- ・夏休みなど長期休暇中の、子どもの居場所が少ないと思う。

## 2 地域の中の子育て環境づくり

### (1) 子育て家庭への支援について

(サークル活動、相談・情報提供、経済的支援など)

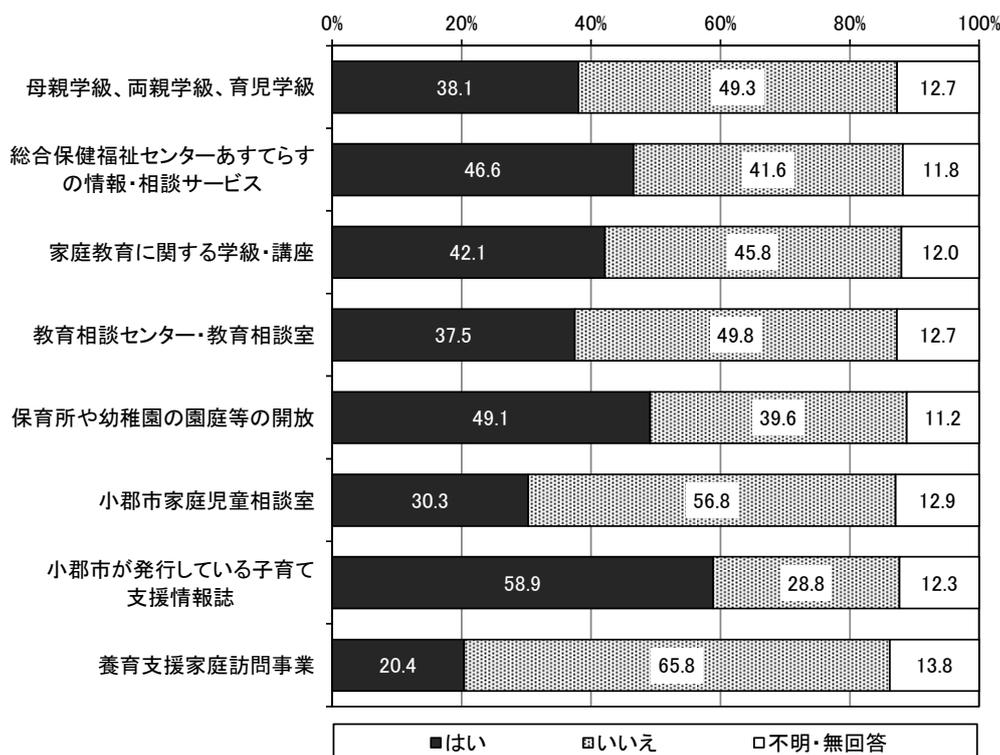
子育て支援サービスの利用意向についてみると、「小郡市が発行している子育て支援情報誌」が58.9%と最も多く、前回からも増加しています（前回は53.3%）。

また、自由回答等からの関連意見をみると、子育てに関する情報が十分に行き届いていないことや、子育ての悩み・不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。

さまざまな事業の中から適切なものを選択・利用できるよう、情報提供の充実に努めるとともに、保護者の不安解消に向けて相談支援や仲間づくりを支援する必要があります。

#### ■子育て支援サービスの利用意向

単数回答 (N=1,130)



### 自由回答等より関連意見

- ・子育てに関して、どんなサービスがあるのかわからない。
- ・もっと情報を公開してほしい。また、わかりやすくしてほしい。
- さまざまな行政サービスがあるが、まったく知らずに過ごしている人も多いと感じる。
- サービスの内容等の情報提供が不十分。地域や就学前教育機関と連携し、必要な家庭に必要なサービスが届くようなシステムづくりをする。
- ・子育てについて気軽に相談できる場所が増えればいいと思う。
- ・身近に相談できる人がいない。利用できる相談のサービスや託児のサービスの情報をどこで得ればいいのかわからない。
- 地域コミュニティが希薄で孤立し、不安を抱え込んでいる人が多いように感じる。
- 保護者は子育て等に不安があるが、どこに相談してよいか分からない場合がある。
- 子育てに悩んでいる保護者が多くなったことを感じる。
- ストレスを抱えている保護者が多いと思うので、子育てについて気軽に相談できる仲間づくりが必要。
- ・児童手当を充実させてほしい。

○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より

## (2) 子どもの居場所づくり

自由回答等からの関連意見をみると、公園を含めた子どもの放課後の居場所づくりについて、充実を求める意見がみられます。

子どもが安全に過ごすことができるよう、公園の整備をはじめ、既存の施設を活用し居場所づくりの充実を図っていく必要があります。

### 自由回答等より関連意見

- ・近くの公民館などで、放課後に見守り活動など（宿題をみてもらったり、図書館など）をしてほしい。
- ・放課後の遊び場として近所の公園を利用しているが、ボール遊びができる公園がない。遊べる環境を整えてほしい。
- ・公園の遊具が古すぎて危険。公園が少ない。
- ・子どもを遊ばせる場所がもっと増えてほしい。

### (3) 子どもにやさしいまちづくり（バリアフリー、事故・防犯対策など）

子どもを地域で育む環境づくりとして、子どもの安全・安心の確保は大変重要なものです。通学路の整備や事故・防犯対策などに継続して取り組むとともに、バリアフリー化など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

#### 自由回答等より関連意見

- ・通学路となる道が、歩道も狭く危険なので整備してほしい。
- ・通学路に歩道がなく、登校時が心配。
- ・子ども用のトイレや便座を設置してほしい。

### (4) さまざまな家庭への子育て支援について（ひとり親家庭、障害のある子ども）

自由回答等からの関連意見をみると、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭への支援の充実を求める意見が、多くあがっています。すべての子育て家庭が安心して過ごせるよう、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭をはじめ、社会的に困難な立場に置かれたあらゆる家庭への子育てを支援することが求められます。

#### 自由回答等より関連意見

- ・ひとり親家庭の支援を充実させてほしい。
  - ・医療費や補助金制度など、ひとり親家庭に対する支援がまだまだ不足している。
- 母子家庭や父子家庭では、ひとりの親に子育ての負担がかかり、親が疲れきっている。
- 働きながらひとりで子育てをしている家庭は、子育てに余裕がなく、ひとりで抱え込んでいる。
- ・軽度の障害のある子どもにも加配の保育士がほしい。
  - ・障害のある子ども預かってもらえるような施設をもう少し増やしてほしい。
  - ・障害のある子どもたちの居場所づくりもしていただけたらと思う（現在、あることはあるが、回数や場所が少ないように思う）。
  - ・発達障害等を勉強できる機関や、相談できる場所があること、あるいは、そういう場所へ促していける制度、流れを明確につくってほしい。

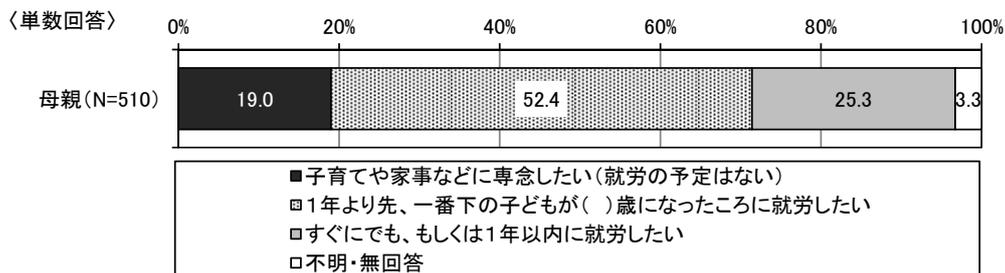
○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より

### 3 仕事と子育ての両立支援

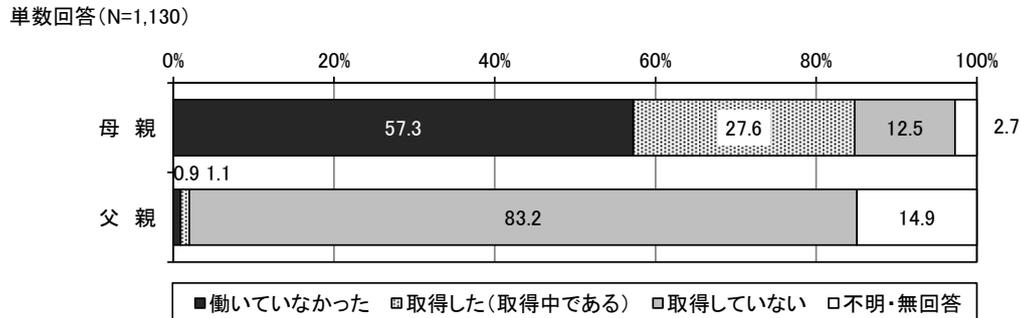
現在未就労の母親については、約8割が就労希望があることがわかります。また、育児休業については、母親の27.6%が取得しているものの、父親は1.1%と少なくなっています。

自由回答等からの関連意見でも、父親の育児休業取得が難しいことや、企業への呼びかけが求められていることから、それらの改善に向けて取り組みを進める必要があります。また、就労を希望する母親が多いため、女性の再就職や職場復帰を支援することも重要です。

#### ■現在未就労の母親の今後の就労希望（就学前）



#### ■母親・父親の育児休業の取得状況（就学前）



#### 自由回答等より関連意見

- ・女性は子どもを産む幸せを感じる反面、子どもか仕事か選べないといけないのが現実。産休を取るということをすべての人が当たり前だと思える社会になってほしい。
- ・父親が育児休業を取るの難しいし、有休さえ取れないので、母親の負担が大きすぎる。
- ・男性の育休取得については、まだまだ職場の理解、協力が必要だと感じるが、今後市の方でもパパの子育て教室を開催するなど、男性の育児参加を支援していただきたいと思う。
- ・市で子育てに対する支援をしていただくことは大変よいことだと思う反面、企業側はそれについていけない。施設をつくることも大切だが、企業に対する呼びかけも引き続き行っていただきたい。

## 4 親子の健康確保

自由回答等からの関連意見をみると、医療費の負担軽減や小児科医院が少ないとの意見があがっています。

親子の健康を確保するため、医療環境の充実に努めるとともに、予防の観点から各種健診や生活習慣の改善にも取り組む必要があります。

### 自由回答等より関連意見

- ・小学生まで医療費を無料にしてほしい。
- ・医療費の負担を減らしてもらいたい。
- ・小郡市に小児科医院（0～5歳対象）が少ないと思う。
- ・インフルエンザ時に預かってもらえる施設がほしい。

## 5 教育と人権擁護

### （1）子どもの権利の尊重について（虐待、いじめへの対策など）

自由回答等からの関連意見をみると、地域における連携の必要性を訴える意見が多くみられます。特に虐待については、未然防止の観点からも、地域の連携・協力が不可欠です。地域や関連機関との連携を密にし、虐待やいじめへの対策など、子どもの権利を守るための体制をより一層強化する必要があります。

### 自由回答等より関連意見

- 虐待を地域みんなで防止しようという意識をもつことが大切だと思う。
- 子どもや親の様子で気になることがあれば、地域のなかで連携を図り、その家族を見守っていくことが大切だと思う。
- 近所づきあいが深くなり、お互い様子が分かり合うと、虐待の防止にもつながると思う。
- 近所で気になる家庭や子どもがいたら、気をつけて見守り、おかしいと思ったら相談機関に通報する。
- 専門機関との連携を密に行うこと。

○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より

## (2) 地域における生涯学習について（家庭教育、地域活動など）

自由回答等からの関連意見をみると、子どもとの接し方がわからない親が多い、また子育てに関する知識を得る場が少ないとの意見がみられます。子育ての基本である家庭教育について、学ぶ機会・場の充実を図る必要があります。

また、子どもの体験・コミュニケーション不足に関する意見もみられるため、地域における体験・交流活動の促進が求められます。

### 自由回答等より関連意見

- 子どもとのかかわり方が分からない。保護者がストレス解消する時がない。祖父母からの学びを受けにくい。
- 子どもとの接し方がよく分からない親も多い。
- 子育ての仕方についての知識を十分に得られない。
- 塾やスポーツクラブに通う時間以外はテレビやゲームに依存しすぎて、地域の友だちとの交流がなくなり、協調性が失われているような気がする。いろいろな地域でのイベントに参加して、体験し、友だちの輪を広げていく。
- 自然体験、外での遊び、集団・異年齢の子たちとのコミュニケーションが足りないように思う。
- 習いごとが多く、子どもの地域行事への参加が難しくなっている。

○：小郡市地域福祉計画 分野別課題調査より



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

#### 子ども達の明るい声がこだまするまち

～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来を築くかけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことであるため、子ども一人ひとりの人権が保障される必要があります。子ども・子育て支援は、『子どもの最善の利益』が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することを目指すものです。

これまで小郡市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、「小郡市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。今後はさらなる関係機関等との連携・協働のもと、親子がともに育ち、また、地域や社会が保護者に寄り添い子育ての負担や不安・孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていく必要があります。

そのため、本計画においては、本市におけるこれまでの取り組みや方針を踏まえ、「子ども達の明るい声がこだまするまち ～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～」を基本目標として計画の推進を図ります。



## 2 基本方針

計画の基本目標の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本方針1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

～ ニーズに応じた子育て支援 ～

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じた多様な幼児期の教育・保育サービスを提供できるよう環境整備に努めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本方針2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

～ 地域に根ざした子育て支援 ～

サークルによる親子間の交流推進や子育て家庭への相談支援、子どもの居場所づくり、地域住民で子どもの安心・安全を確保する環境づくり、さらに、支援を必要とする子どもたちが住みなれた地域で暮らしていくための施策の充実など、地域に根ざした子育て支援を展開していきます。また、さまざまな子育て家庭が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭をはじめ、社会的に困難な立場に置かれた家庭への子育てを支援します。

### 基本方針3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

～ 仕事と子育ての両立支援 ～

子育てしながら働きやすい環境をつくるため、多様な働き方や育児休業などに関する啓発を行うとともに、女性の職場復帰・再就職を支援します。また、男女がともに協力して子育てができるよう、男女共同参画を推進し、男性の子育てへの参画を促します。

### 基本方針4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

～ 親子の健康確保 ～

健康の維持は子育てにおいて基本であり、かつ最も注意を払うべき事項です。そのために、健康診断や小児医療の充実など子ども特有の保健サービスを充実するとともに、「基本的生活習慣」の確立の推進など日頃からの健康維持に向けた取り組みや予防医療のための啓発等を推進します。

### 基本方針5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

～ 子どもの権利の尊重と教育の充実 ～

いじめや児童虐待など子どもを取り巻く問題は深刻さを増しており、子どもの人権という観点からの対応を充実していきます。また、子どもの「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの要素の中でも、とりわけ「学力保障」に向けた教育を展開していきます。

### 3 施策の体系

基本目標

**子ども達の明るい声がかこだまするまち**  
～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～

基本方針

基本施策

1. 質の高い教育・保育を提供  
できるまちづくり  
～ ニーズに応じた子育て支援 ～

(1) 教育・保育事業の充実 (子ども・子育て支援給付)  
(2) 子育て支援事業の充実 (地域子ども・子育て支援事業)

2. おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり  
～ 地域に根ざした子育て支援 ～

(1) 子育て家庭への支援の充実  
(2) 子どもの居場所づくりの推進  
(3) 子どもにやさしいまちづくり  
(4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

3. 自らのライフスタイルにあった生き方づくり  
～ 仕事と子育ての両立支援 ～

(1) 多様な働き方の実現  
(2) 男女共同参画社会の実現

4. 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり  
～ 親子の健康確保 ～

(1) 子どもと親の健康確保  
(2) 思春期保健対策の推進  
(3) 健康なからだづくり  
(4) 「基本的生活習慣の確立」の推進

5. 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり  
～子どもの権利の尊重と教育の充実～

(1) 子どもの権利の尊重  
(2) 幼児教育・学校教育の充実  
(3) 人権教育・啓発の推進

## 第5章 施策の具体的な取り組み

### 1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

#### (1) 教育・保育事業の充実（子ども・子育て支援給付）

##### ①施設型給付

現在市内では、認可保育所（園）が12園、幼稚園が5園あり、それぞれ教育・保育を実施しています。保育所への申し込み数が年々増加しており、年齢によっては待機児童が出ているため、その解消に向けた事業の充実に努めます。

施設名	担当課	内容
保育所（園）※	子育て支援課	<p>保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所（園）において乳児、幼児などの児童を保育する事業です。</p> <p>入園要件：保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合</p> <p>対象年齢：おおむね4か月～就学前</p> <p>保育時間：おおむね7時30分～18時30分（延長保育もあり）</p>
幼稚園※	教務課	<p>幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業です。</p> <p>入園要件：幼児教育を希望する場合</p> <p>対象年齢：公立は4歳～就学前 私立は3歳～就学前</p> <p>※一部の園では2歳から</p> <p>保育時間：園により異なる</p>
認定こども園※	子育て支援課	<p>幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業です。</p> <p>①教育及び保育を一体的に提供</p> <p>②地域における子育て支援の実施</p> <p>本市には現在ありませんが、今後、既存施設の認定子ども園への移行が予定されています。</p>

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

## ②地域型保育給付

現在市内では、地域型保育に関しては、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育それぞれ実施しているところはありません。今後、保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

事業名	担当課	内容
小規模保育※	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。 (A型・B型・C型)
家庭的保育※	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が保育を行います。
居宅訪問型保育※	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。
事業所内保育※	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。



## (2) 子育て支援事業の充実（地域子ども・子育て支援事業）

No.	事業名	担当課	内容
1	地域子育て支援拠点事業※	子育て支援課	<p>子育て支援センター（3か所）については、育児相談や情報提供、講演会などを行っています。また、つどいの広場（1か所）については、主に乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い交流する場を提供するとともに、子育ての相談に応じています。</p> <p>年々利用者は増加しているため、今後は、保護者に対するアンケート等をもとに事業内容の充実を図ることにより、地域の子育て支援機能の強化に努めます。</p>
2	時間外保育事業※ （延長保育事業）	子育て支援課	<p>通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後は、ニーズ調査の結果を踏まえて事業の充実を図ります。</p>
3	休日保育事業の推進	子育て支援課	<p>通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育に欠ける状況にある児童を保育できるよう、休日保育事業の実施を検討します。</p>
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）※	子育て支援課	<p>私立幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。本市では現在、土曜日・日曜日においては未実施です。</p>
5	一時預かり事業（在園児対象型を除く）※	子育て支援課	<p>普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所（園）で児童を保育します。今後も、保護者のニーズを踏まえ継続して実施するとともに、利用者の利便性を考慮し、設置か所の増設も検討します。</p>

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

No.	事業名	担当課	内容
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）※	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。今後、ファミリー・サポート・センターを立ち上げ、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。
7	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）※	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。本市では現在未実施です。
8	病児・病後児保育事業※	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所（園）などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」にて実施しており、今後も事業の周知を行いながら、ニーズを踏まえ充実・拡大を図ります。
9	放課後児童健全育成事業※	子育て支援課	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。児童数については減少傾向になることが予測されるものの、6年生までの対象児童の拡大によるニーズの高まりが懸念されるため、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。
10	子育て短期支援事業（ショートステイ）※	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。
11	利用者支援事業※	子育て支援課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。

No.	事業名	担当課	内容
12	妊婦健康診査※	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。
13	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児訪問指導事業)※	健康課 子育て支援課	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
14	養育支援訪問事業※	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、乳幼児養育支援員等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。

※第6章に「量の見込みと確保方策」を記載しています。



## 2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

### (1) 子育て家庭への支援の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	サークルなど親子間の交流事業の推進	子育て支援課 生涯学習課	<p>小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げや運営を支援します。</p> <p>また、子育て中の親への支援のために活動している方の資質向上と相互連携を図るため、講座を実施します。</p> <p>今後も、情報提供や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行うとともに、講座等を開催し、支援内容の充実を図ります。</p>
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 託児ボランティア資質向上講座</li> <li>・ 家庭教育学級生自主サークル活動</li> </ul>
2	子育て家庭への育児相談・情報提供事業の推進	子育て支援課 生涯学習課	<p>子育ての孤立化を防ぐために、気軽に身近なところで相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進めます。</p>
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種児童福祉施設における相談機能の充実</li> <li>・ 子育て支援事業ガイドの作成、配布</li> <li>・ 広報紙やホームページでの子育て情報の周知</li> <li>・ 子育て支援関連部局の連携を図り「子育て連絡会」の機能強化及び充実</li> <li>・ 家庭教育相談窓口の周知</li> <li>・ 利用者支援事業による相談、情報提供の充実</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	各種学級・講座の充実	生涯学習課 図書館	親としてのあり方、子育てにおける心構えや方法論などを学ぶとともに、親同士の交流、情報交換の場として、家庭での子どもの育て方について学習する家庭教育学級をはじめ、おはなし会、家庭教育出前講座など、各種学級・講座の充実を図ります。
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学級の充実</li> <li>・おはなし会の充実</li> <li>・ブックスタートの充実</li> <li>・家庭教育出前講座の実施</li> <li>・子どもと絵本講座</li> </ul>
4	子育てのための経済的支援の充実	子育て支援課 教務課 国保年金課	子育てに関する経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給を継続して実施します。
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当、幼稚園就園奨励費、就学援助費など手当・補助金の支給</li> <li>・保育料軽減措置の継続</li> <li>・乳幼児・子ども医療費助成事業</li> </ul>
5	移動の制約を受けている家庭への支援	商工企業立地課 子育て支援課	<p>子育て家庭が社会とのつながりを持ち続けるために、コミュニティバスの利便性向上を行い、運行の充実を図ります。</p> <p>自治公民館など身近な場所での子育て支援事業を開催し、子育て家庭が参加しやすい交流の場の充実に努めます。</p>



## (2) 子どもの居場所づくりの推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	公園の整備	まちづくり推進課 スポーツ振興課	<p>公園については、子ども達が安全に遊べるよう、施設の整備に努めます。</p> <p>また、老朽化の進んだ遊具については、点検結果により緊急性の高いものから修繕・更新を実施していきます。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な巡回及び遊具の安全点検</li> </ul>
2	子どもが集える施設の整備	子育て支援課 教務課	<p>市内において、都市化が進行している地域においては、自然の遊び場や空き地など子どもが集い遊べる場が減少していることに加え、雨の日に遊べる場所が不足しているため、公共施設などにおける子どもの集いの場の設置を図ります。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設における集いの場機能の取り組み</li> <li>・保育所（園）・幼稚園を活用した、未就園児への遊び場の提供</li> </ul>
3	子どもの居場所・交流事業の推進	生涯学習課 子育て支援課	<p>子ども達が集い、地域の人達と交流することにより、他人に対する思いやりの心や社会性を身につけていくため、アンビシャス広場を推進します。また、市内のアンビシャス広場の連携を強めるため、アンビネット小郡市地域連携協議会を支援します。</p> <p>子どもの参加の減少やボランティアスタッフの確保など、地域によってはさまざまな課題がみられるため、協議会での情報交換を活発化させるなど課題解決・事業充実に取り組みます。</p> <p>また、各小学校区にある学童保育所等との連携を検討していきます。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域でのアンビシャス活動の実施</li> </ul>
4	子どもの放課後等の居場所の充実	福祉課 子育て支援課	<p>保護者が就労している小学生の放課後等の適切な遊びと生活の場として、各小学校区に設置している学童保育所の整備に努めます。</p> <p>また、障害のある児童に対し、放課後等において生活能力向上に必要な訓練や地域交流の機会の提供のために、放課後等デイサービス事業所との連携に努めます。</p>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
5	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	生涯学習課 図書館	<p>地域とふれあう豊かな感性を持つ子どもの育成や、地域や地域の人に密着した学習の充実を図るため、ジュニアリーダー研修、育成会研修を通して自主的な子ども会育成に継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、各公民館で実施しているサークルや講座の充実を図るとともに、生涯学習ボランティアを活用し、世代間の交流や地域の人材の持つ技能を次世代に受け渡すなど、子どもたちの活動等に生かしていきます。</p>
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアリーダー研修、育成会研修の実施</li> <li>・親子・子ども体験講座の充実</li> <li>・校区公民館サークル・講座の充実</li> <li>・生涯学習ボランティアの活用</li> <li>・読書ボランティアの活用</li> </ul>

### （3）子どもにやさしいまちづくり

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	福祉のまちづくりの推進	都市計画課 道路建設課 建設管理課 各施設管理担当課	<p>歩道の設置や道路の段差の解消などベビーカーなどでの移動に配慮した生活道路のバリアフリー化を進めるとともに、市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、公共施設についても、子ども用トイレの設置など、子育てバリアフリー化を推進します。</p>
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小郡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路構造に関する基準を定める条例」に基づく道路整備</li> <li>・ユニバーサルデザインに関する普及と啓発</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
2	交通事故防止・安全対策の推進	協働推進課	<p>交通事故をなくす市民運動本部や警察、交通安全協会等との連携により、保育所（園）・幼稚園・小学校での交通安全教室の実施やP T A・自治会等による安全登校指導など、交通安全に対する教育・啓発を行います。また、飲酒運転撲滅を推進するとともに、シートベルト着用率の向上に努めます。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全啓発活動の推進</li> <li>・チャイルドシートの貸出</li> </ul>
3	地域における防犯事業の推進	協働推進課 生涯学習課 子育て支援課	<p>青色回転灯付き防犯パトロール車（青パト）を、地域の防犯パトロール隊、自治会等の団体に貸し出し、地域の防犯パトロール活動の支援を行うとともに、地域防犯活動推進団体の育成を図ることにより地域防犯活動の充実に努めます。</p> <p>また、小郡三井地区防犯協会と連携し、街頭パトロール、防犯・暴力団排除キャンペーン、防犯啓発グッズの配布、子どもや高齢者を対象とした防犯教室の開催等を行います。</p> <p>今後も、地域の防犯灯設置の拡充を図ることによって、安全・安心の地域づくりを推進します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・青パト貸し出しによる地域の防犯パトロール隊等の活動支援</li> <li>・防犯灯設置事業の推進</li> <li>・「子ども見守り隊」の充実</li> <li>・「見守りネット110」の推進</li> <li>・「子ども110の家」の推進</li> <li>・少年補導員による防犯パトロール活動</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	生涯学習課 教務課	<p>生活の身近なところに、子どもにとって有害な情報、メディアが氾濫しているため、視聴覚教材等を用いて情報提供を行うなど、青少年のメディア・リテラシーの向上をはじめ、地域と家庭、学校などが連携し、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話販売事業者等への立ち入り調査の実施</li> <li>・保護者や子どもたちに対する携帯電話等の使用に関するルールづくりなどの周知・啓発</li> </ul>



#### (4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て支援課 国保年金課	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた自立支援、就業支援、子育て支援などの充実を図ります。 また、ひとり親家庭へのさまざまな支援制度を多くの人に知ってもらうため、広報紙等による周知や、各課の連携による窓口対応に努め、利用者の増大を図ります。
			<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当の支給</li> <li>・ ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の支給</li> <li>・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実</li> <li>・ ひとり親家庭の交流の場づくり</li> <li>・ 母子父子自立支援員や民生・児童委員等による相談支援体制の充実</li> <li>・ 母子父子家庭自立支援給付金事業</li> </ul>
2	特別な配慮を必要とする子とその家庭への支援の充実	福祉課 国保年金課 子育て支援課	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対して、成長過程に応じた保育・教育・訓練指導を支援するとともに、放課後の居場所づくりの充実、障害福祉サービス及び各種助成制度の周知に努め、利用を促進します。また、その子どもの家庭に対し、支援や負担軽減が図られるよう関係機関との連携を深めていきます。
			<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳・療育手帳の交付</li> <li>・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当など各種手当の支給</li> <li>・ 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問事業の実施</li> <li>・ 重度障害者医療費助成事業</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	特別な配慮を必要とする子とその家庭への相談事業の充実	健康課 子育て支援課	乳幼児健診時、または保育所入所申し込みの際に、心理士や保育士等による身近な相談窓口において発育発達相談を行い、必要に応じて療育につなげます。
			具体的事業
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時の心理士等による相談</li> <li>・利用者支援事業による相談事業</li> <li>・講演会等による啓発</li> </ul>
4	外国人家庭への支援	企画課	日本語教室の開催による日本語の学習機会の提供や、外国語による情報の提供に努めます。関係団体との連携による相談事業及び交流事業を通じて、外国人家庭の子育てを支援します。
			具体的事業
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室の開催</li> <li>・「暮らしの便利帳」（英・韓・中）の配布</li> </ul>
5	子育て困難家庭への支援	子育て支援課	相談員の配置により、児童虐待の未然防止や相談、事案に対する対応力の強化を図ります。また、保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、児童相談所や保育所（園）、幼稚園、小学校などとの連携を強化し、切れ目のない支援を行います。
6	生活困窮家庭への支援	子育て支援課 福祉課 教務課	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策推進法」等に基づき、学習・生活・保護者の就労・経済等の支援施策を検討していきます。



### 3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

#### (1) 多様な働き方の実現

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子育て中の親が働きやすい環境づくり	子育て支援課 商工企業立地課	<p>子育てしながら働きやすい環境を整えるため、企業や労働者に対して、フレックスタイム等の多様な働き方や育児休業制度、関係法令に関する情報提供を、県と連携のもと行います。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等による保護者等への情報提供</li> </ul>
2	女性の職場復帰・再就職のための支援の充実	商工企業立地課 生涯学習課 図書館	<p>出産や子育て後の再就職を支援するために、職業安定所等の関係機関との連携により、再就職に関する情報提供や支援体制の充実を図るとともに、広報紙や市のホームページにおいて相談窓口等の紹介を行います。</p> <p>また、パソコン講座などの、女性の職場復帰・再就職を支援する女性再チャレンジ支援事業の充実を図ります。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職支援等に関する情報提供の充実</li> <li>・女性再チャレンジ支援事業の充実</li> <li>・図書館による就労支援情報提供の充実（チラシ設置等）</li> </ul>
3	不安定就労若年者等に対する意識啓発・職業訓練の充実	商工企業立地課 教務課	<p>長期にわたり不安定な就労状況が続ける不安定就労若年者（フリーター）やニートと呼ばれる若年非就労者に対して、職業意識の啓発に努めます。</p> <p>また、関係機関と連携しながら、児童・生徒に対する職業啓発を行います。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校における職場見学・体験学習の実施</li> <li>・若年者就職促進セミナーの開催</li> </ul>

## (2) 男女共同参画社会の実現

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	男女共同参画計画に基づく事業の推進	企画課 生涯学習課	<p>「第2次小郡市男女共同参画計画」に基づき、「男女共同参画社会のための意識づくり」、「男女の人権が尊重される社会づくり」、「ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり」、「ともに健康で安心して暮らせる環境づくり」、「ともに参画するまちづくり」を推進します。また、いつでもどこでもだれでも参加・参画できる魅力ある学級や講座を男女共同参画の視点に立って実施します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画セミナーの開催</li> <li>・広報紙やホームページ等での市民や企業への情報提供</li> <li>・女性講座の充実</li> </ul>
2	男性の子育て参画の促進	生涯学習課 子育て支援課	<p>「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識を払拭し、夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、男性料理教室、親子ふれあい教室など、男性が参加する子育てや家事に対する講座等を開催します。</p> <p>また、男性の育児休業取得の推進を通じて、男性の子育てへの参画を促します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性料理教室の開催</li> <li>・父親学級の開催</li> </ul>



## 4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

### (1) 子どもと親の健康確保

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	小児医療の充実	健康課	<p>久留米広域小児救急医療センターにおける小児救急医療や、小郡三井地区で月に1回休日小児科診療を実施しています。</p> <p>今後も、県及び近隣の市町、関係機関との連携を強化し、二次救急医療体制も含めた小児医療の充実に努めます。</p>
2	母子健康手帳の交付 (父子健康手帳の交付)	健康課	<p>妊娠中や出産後の母体の経過、乳幼児の健康状態、健康診査や予防接種の記録として必要な事項を記載し、母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳を交付します。</p> <p>また、父子健康手帳の交付を通じて、父親の育児参加を促します。</p>
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	<p>妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習等による集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>また、育児不安の解消や仲間づくりを目的として、各種の母子保健相談指導事業を推進します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児発育相談事業の充実</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）の充実</li> <li>・ ようこそ赤ちゃん教室の充実</li> <li>・ 離乳食教室の充実</li> <li>・ 電話相談の充実</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	<p>先天異常などの疾病や心身障害のある子どもの早期発見・早期治療を促し、乳幼児の健康状態の向上を図るとともに、子どもの心の健康や養育等の育児不安への支援等、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を行います。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 10 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 1 歳 6 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 3 歳児健康診査の充実</li> </ul>
5	乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）の推進	健康課 子育て支援課	<p>妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合に、家庭を訪問し妊娠・出産・育児に必要な指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関に受診勧奨します。</p> <p>また、新生児については生後 2 か月頃に全戸訪問を実施し、新生児養育に必要な事項を指導、支援します。</p> <p>今後は、訪問時における子育て情報の提供や、育児支援が必要な家庭及び虐待のリスクが高い家庭等のフォロー体制の構築を検討します。</p>
			<p>「母子保健法」に基づき、入院が必要な未熟児に医療費、ミルク代の給付を行い、退院後の家庭訪問や見守りなど、福岡県（北筑後保健福祉環境事務所）と連携しながら、乳児の健やかな成長を支援します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未熟児養育医療費助成事業</li> <li>・ 未熟児の訪問指導</li> </ul>
7	不妊治療への情報提供	健康課 子育て支援課	<p>不妊治療については、福岡県不妊治療費助成事業のパンフレットやポスターを掲示するなど周知を図るとともに、事業の活用を促します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡県不妊治療費助成事業の情報提供</li> </ul>

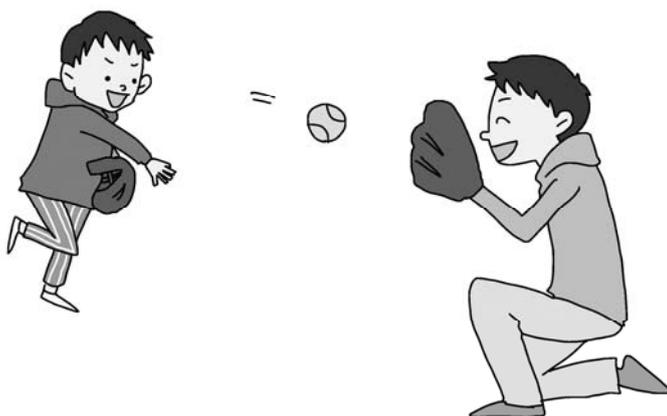
## (2) 思春期保健対策の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	思春期保健対策事業・性教育の充実	教務課	<p>思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。</p> <p>また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・飲酒・薬物乱用の防止対策の充実</li> <li>・小・中学校における性教育の充実</li> </ul>
2	思春期における保健・福祉事業の推進	生涯学習課 健康課 教務課	<p>思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所（園）への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同の育児についての学習を促します。子どもの成長を見守る親の喜びや責任についてもふれることができる赤ちゃんふれあい体験の取り組みが、より多くの学校へ広がるよう推進していきます。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんふれあい体験学習の充実</li> </ul>



### (3) 健康なからだづくり

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	<p>就園前から身体運動（からだを動かすこと）を行うことにより、心肺機能を中心とした呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性などを高めていきます。</p> <p>また、親をはじめ、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神を養うとともに、スキンシップを通じてより良好な親子関係・人間関係を築けるように促進します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで発育発達チャレンジ教室の実施</li> <li>・「からだを使ってみんなであそぼう！」の開催</li> <li>・「就園前の身体運動の大切さ！講話」の実施</li> </ul>



#### (4) 「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課 生涯学習課	<p>子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「早寝、早起き、朝ごはん」の実施</li> <li>・「ねるちゃん、けすちゃん」の実施</li> </ul>
2	保育所（園）・幼稚園等における「食育」の推進	子育て支援課 教務課	<p>保育所（園）においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による巡回指導で園児への「食育」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進します。</p> <p>また、保護者を交えた親子食育セミナーの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発します。</p> <p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士による巡回食育指導の実施</li> <li>・保護者を交えた親子食育セミナーの開催</li> <li>・食育だよりの発行</li> <li>・保育所の行事とあわせた食育活動の実施</li> <li>・農業体験学習を通じた「食育」の普及</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教務課 学校給食課	<p>家庭での欠食も見受けられる子どもたちの食生活を見直すために、規則正しく食事を取ることの重要性を、栄養教諭が「食に関する指導」というプログラムによって指導を行い、食育の啓発に努めていきます。</p> <p>また、地域で生産された食材を給食献立に取り入れることで、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。</p> <p>「食事の喜び、楽しさ、重要性を理解する」「心身の健康を管理する能力の育成」「食品を選択する能力の育成」「食物を生産する人々への感謝の心の育み」「食生活のマナーや人間関係形成能力の育成」「食文化を尊重する心の育成」を6つの柱として食育の充実を図ります。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭による「食に関する指導」の実施</li> <li>・地産地消の推進・啓発</li> </ul>
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課	<p>ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から食べることの意義・栄養バランスの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。</p> <p>また、乳幼児健康診査等においても食育について講話を行い、家庭における食育を普及・啓発します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ようこそ赤ちゃん教室での食育の講話</li> <li>・乳幼児健康診査での食育の啓発</li> <li>・食生活改善推進員による啓発</li> <li>・離乳食教室での啓発</li> </ul>

## 5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

### (1) 子どもの権利の尊重

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子どもの人権擁護に関連する条約・法律等の啓発	人権・同和教育課	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止に関する法律」等の子どもの人権擁護に関連する条約や法律等の啓発に努めます。
			<b>具体的事業</b>
			・広報紙への掲載や関係課との連携による、法・制度の啓発
2	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	子育て支援課 教務課 健康課	虐待防止の地域ネットワークである「小郡市要保護児童対策地域協議会」において、各種会議や情報交換、支援内容の協議を行うなど、児童虐待の早期発見、防止に取り組みます。 さらに関係機関の連携を強化し、効果的に情報交換を行いながら、子どもや親に対するケアの充実を図ります。
			<b>具体的事業</b>
			・乳児家庭全戸訪問事業等による虐待の早期発見及び虐待防止 ・要保護児童対策地域協議会による情報交換や支援内容の協議及びその実施
3	地域における虐待早期発見のための啓発推進	子育て支援課 福祉課 介護保険課	児童をはじめとするすべての人への虐待の防止・早期発見をするために関係各課が連携をしながら、市民や関係機関等に向けて啓発活動を行い見守り体制の充実を図ります。
			<b>具体的事業</b>
			・虐待防止の共通パンフレットの作成・配布 ・研修会の実施 ・ボランティアの育成

No.	施策（事業）名	担当課	内容
4	いじめ・不登校の児童に対する心のケアの推進	教務課 子育て支援課	いじめや不登校の早期発見・対応・未然防止については、スクールカウンセラーやヤングアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置による支援、学校訪問や学校への情報提供を行います。 また、小郡市いじめ問題対策連絡協議会などを開催するとともに、教育相談や不登校児童生徒への学習支援・復帰支援を実施するなど、子どもと子育てを取り巻く諸問題に対して総合的に対処していきます。
			<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーやヤングアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>・小郡市いじめ問題対策連絡協議会の開催</li> <li>・小郡市いじめ問題等対策委員会の開催</li> <li>・小郡市いじめ防止対策審議会の開催</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・不登校児童生徒への学習支援・復帰支援の実施</li> <li>・子ども専用メール「あのね」の活用</li> </ul>

#### 児童憲章 前文

われらは、日本国憲法に精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

## (2) 幼児教育・学校教育の充実

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	幼児教育の充実	教務課 子育て支援課	幼児期における教育は、人間形成の基礎にあたる部分であるとの認識のもと、情操豊かな人間性や知性を育むため、家庭、保育所（園）、幼稚園など関係機関の連携を強化するとともに、近隣の保育所（園）、幼稚園、小学校との交流などを通して幼児教育の充実に努めます。
2	教職員等の資質の向上	教務課 子育て支援課	いじめや不登校、支援を必要とする児童生徒等の増加、高度化する教育ニーズなど、多様化、複雑化する保育・教育環境に柔軟に対応できるよう、職員研修会等への積極的な参加を促し、教職員等の資質の向上に努めます。
3	確かな学力の育成	教務課	「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、教職員の基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成に努めます。 また、子どもの学ぶ環境の実態を常に把握しながら、小郡市学力向上推進委員会や小郡市教育委員会研究指定校研究発表会の開催を継続するとともに、諸学力調査の結果に基づき学校に必要な情報提供等の支援を行います。
4	特別な配慮の必要な子への学習支援	教務課 図書館 子育て支援課	特別な配慮の必要な子どもについては、療育支援の考えのもと、一人ひとりの特性にあった保育・教育・指導の充実に努めます。
			<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮の必要な児童・生徒に対する教育支援（おおはら教室・ことばの教室）</li> <li>・障害に応じた図書の利用支援（マルチメディアデジター、布の絵本、さわる絵本、点字絵本等）</li> <li>・特別支援教育支援員の配置</li> <li>・ふくおか就学サポートノートの利用</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
5	教育相談体制の充実	教務課	<p>学業や学校生活など児童生徒を取り巻くさまざまな問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラー等を派遣し、専門的な立場から相談に応じます。さらに、教育センターに教育相談室を設置し、電話（フリーダイヤル）や面談による相談を行います。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談室の実施</li> <li>・スクールカウンセラー活用事業の充実</li> </ul>
6	国際・情報・福祉教育の充実	教務課 企画課	<p>国際的理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）による外国語教育や講座の開催等による多文化の理解教育を通じて国際交流を推進します。</p> <p>また、情報化への対応としては、IT環境の整備及びパソコンの技術習得を進めるとともに、得られる情報を自ら判断し選別できる能力（情報リテラシー）の向上に努めます。</p> <p>さらに、少子高齢化社会における人材の育成、他人への思いやりの心を育むため、高齢者や障害のある人等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。</p>
			<p><b>具体的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手（ALT）の活用</li> <li>・講座の開催等による国際理解事業の推進</li> <li>・IT環境の整備</li> <li>・情報リテラシー向上に向けた情報教育の推進</li> <li>・福祉体験学習の促進</li> </ul>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
7	命をまもる 防災教育の推進	子育て支援課 教務課 協働推進課	<p>保育所（園）・幼稚園・学校等においては、避難時行動マニュアルに沿って災害時に備えた避難訓練を実施します。避難場所については、小郡市地域防災計画の指定避難所を確認し、周知するよう努めます。</p> <p>また、日頃から教育や保育の中で防災教育を推進し、命の大切さについて学ぶ機会を確保するとともに、災害時における行政や地域とのネットワークづくりに努めます。</p>
			<b>具体的事業</b>
			・防災に関する出前講座の実施

### （3）人権教育・啓発の推進

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	人権・同和教育の推進	人権・同和教育課	<p>「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、保育所（園）、幼稚園、小学校等の保育教育機関において、子どもの発達段階に応じた適切な人権・同和教育の推進を図ります。</p> <p>また、「人権のまちづくり」との連携のもと、住民と一体となった人権啓発に努めます。</p> <p>子どもの「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、学び場支援事業を実施し、「基礎基本の力」と「自学自習の力」をつけることを目指していきます。</p>
			<b>具体的事業</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権のまちづくり」との連携</li> <li>・子どもたちを対象とした、人権学習の推進と人権作文・ポスター・詩・標語の募集と活用</li> <li>・学校との連携による、児童・生徒の人権意識高揚の取り組み</li> <li>・保護者啓発の推進</li> <li>・学び場支援事業</li> </ul>

## 第6章 量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域

#### 《国の考え方》

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるように、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

### 2 子ども・子育て支援給付

#### （1）各用語の解説等

##### ①保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

**1号認定子ども**：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども  
⇒幼稚園もしくは認定こども園を利用

##### 【ニーズ調査での家族類型】

フルタイム×パートタイム（短時間）、専業主婦（夫）、パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間）、無職×無職

**2号認定子ども**：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

⇒保育所（園）もしくは認定こども園を利用。ただし、学校教育の利用希望が強い場合には、幼稚園＋幼稚園の預かり保育を利用

##### 【ニーズ調査での家族類型】

ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）

**3号認定子ども**：満3歳未満（0歳、1・2歳児）の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）  
⇒保育所（園）もしくは認定こども園、地域型保育事業を利用

**【ニーズ調査での家族類型】**

ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）

**②量の見込み**

ニーズ調査の結果より算出。ニーズ調査結果から、年齢別に家族類型の比率を求め、それぞれの比率と年齢別の推計子ども人口を掛け合わせ、年齢別の家族類型ごとの子どもの数を算出。その上で、1号～3号認定子どもそれぞれに該当する年齢別家族類型の子どもの数を足し合わせて、量の見込みを算出。

2号認定子どもについては、現在幼稚園を利用している子どもを「幼児期の学校教育の利用希望が強い」とし、それ以外を「左記以外の3～5歳」として算出。

「他市町村の子ども」とは、広域入所として他市町村から協議のあった子どもの数。

**③確保方策**

量の見込みに対し、確保を図っていく量。確保の方策にあたっては、利用可能な既存もしくは新規の施設型給付と地域型保育事業の合計の（利用）定員が、量の見込みを満足することを旨とする。

**④特定教育・保育施設**

実施主体である市町村が、施設型給付の対象となることを確認した「教育・保育施設（保育所（園）、幼稚園、認定こども園）」。施設の認可は都道府県。

施設型給付：保育所（園）、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付  
保育所（園）：保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設  
幼稚園：3～5歳児に対して学校教育を行う施設  
認定こども園：保育所（園）と幼稚園の機能を併せ持つ施設

※確認を受けない幼稚園…施設型給付の対象として確認を受けず、現行のまま私学助成を継続する幼稚園。

## ⑤ 特定地域型保育事業

実施主体である市町村が、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業）」。事業の認可は市町村。

小規模保育： (A・B・C型)	主に満3歳未満(0歳、1・2歳児)の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下(C型は10人以下)で保育を行う事業
家庭的保育：	主に満3歳未満(0歳、1・2歳児)の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育：	主に満3歳未満(0歳、1・2歳児)の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育：	主に満3歳未満(0歳、1・2歳児)の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

## (2) 実績及び各年度における量の見込みと確保方策

### ■平成25年度実績

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1・2歳
保育所(園)(定員1,030人)			713人	129人	355人
幼稚園(定員1,085人)	743人				
認定こども園	—	—	—	—	—

※平成26年度保育所(園)定員：1,050人



■各年度における量の見込みと確保方策

		平成 27 年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5歳	0歳	1・2歳
①	量の見込み	827人	814人		248人	372人
	他市町村の子ども※	4人	0人	1人	1人	1人
② 確保方策	特定教育・保育施設	168人	25人	691人	141人	370人
	保育所（園）			691人	141人	370人
	幼稚園	168人	25人			
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	663人	99人			
	特定地域型保育事業				0人	0人
	小規模保育				0人	0人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
不足分（②-①）		0人	0人	0人	▲108人	▲3人

※他市町村の子ども：当該市町村に居住する子どもについて、他市町村の教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合、あらかじめ他市町村との調整の上、確保する人数を記載することとなっている。本計画における「他市町村の子ども」は久留米市の子どもを指している（平成 28～31 年度も同様）。

		平成 28 年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5歳	0歳	1・2歳
①	量の見込み	814人	801人		245人	368人
	他市町村の子ども	4人	0人	1人	1人	1人
② 確保方策	特定教育・保育施設	165人	25人	680人	177人	369人
	保育所（園）			680人	177人	369人
	幼稚園	165人	25人			
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	653人	97人			
	特定地域型保育事業				38人	0人
	小規模保育				19人	0人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				19人	0人
不足分（②-①）		0人	0人	0人	▲31人	0人

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①	量の見込み	805 人	792 人		243 人	366 人
	他市町村の子ども	4 人	120 人	672 人	1 人	1 人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	164 人	24 人	673 人	177 人	367 人
	保育所（園）			673 人	177 人	367 人
	幼稚園	164 人	24 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確認を受けない幼稚園	645 人	96 人			
	特定地域型保育事業				38 人	0 人
	小規模保育				19 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
事業所内保育				19 人	0 人	
不足分（②-①）		0 人	0 人	0 人	▲29 人	0 人

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①	量の見込み	831 人	818 人		240 人	362 人
	他市町村の子ども	4 人	124 人	694 人	1 人	1 人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	169 人	25 人	695 人	177 人	363 人
	保育所（園）			695 人	177 人	363 人
	幼稚園	169 人	25 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確認を受けない幼稚園	666 人	99 人			
	特定地域型保育事業				38 人	0 人
	小規模保育				19 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
事業所内保育				19 人	0 人	
不足分（②-①）		0 人	0 人	0 人	▲26 人	0 人

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①	量の見込み	822 人	809 人		236 人	357 人
	他市町村の子ども	4 人	123 人	686 人	1 人	1 人
② 確保 方策	特定教育・保育施設	407 人	52 人	687 人	199 人	358 人
	保育所（園）			677 人	177 人	350 人
	幼稚園	167 人	25 人			
	認定こども園	240 人	27 人	10 人	22 人	8 人
	確認を受けない幼稚園	419 人	71 人			
	特定地域型保育事業				38 人	0 人
	小規模保育				19 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				19 人	0 人
不足分（②-①）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 提供体制、確保方策の考え方

- 教育の定員数については、平成 26 年度現在、1,085 名（公立幼稚園 2 園、私立幼稚園 3 園）の提供体制があり、平成 27～31 年度の見込み量を十分に満たすことが可能です。
- 保育の定員数については、平成 26 年度現在、1,050 名（公立保育所 3 園、私立保育園 9 園）の提供体制があります。実績と比べると、3 号（0 歳、1・2 歳児）の見込み量が多くなっていますが、保育所（園）の定員が平成 27 年度に 30 名、平成 28 年度に 74 名（保育所（園）36 名 小規模保育 19 名 事業所内保育 19 名）増加し、平成 31 年度には幼稚園 1 園が認定こども園に移行（2・3 号の定員 40 名）することから、見込み量を満たすことが可能となります。
- 平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあります。特にニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

#### 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 本市では、平成 31 年度に幼稚園 1 園が認定こども園に移行する予定となっています。今後も、地域の実情や施設の状況を踏まえた上で、認定こども園の必要性を検討し、幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。
- 保幼小連携については、就学前の年長児に関して話し合う「就学前連絡会」を各学校で実施しており、保育士等も参加のもと、児童についての情報交換を行っています。また、就学前の学校訪問や、小学校から保育所（園）・幼稚園への遊びの出前など、互いに交流を図りながら、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続に取り組みます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、育児相談等の実施により、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,258 人回/月 (延 213 人/日)	4,212 人回/月 (延 211 人/日)	4,179 人回/月 (延 209 人/日)	4,133 人回/月 (延 207 人/日)	4,080 人回/月 (延 204 人/日)
確保方策	4 か所				

\*「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望回数の合計（月間）

\*平成 25 年度実績：延 15,557 人/年

\*（ ）内の1日あたりの数は、月 20 日稼働として計算

#### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	350 人/日	346 人/日	342 人/日	346 人/日	342 人/日
②確保方策	350 人/日	346 人/日	342 人/日	346 人/日	342 人/日
不足分(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

\*「量の見込み」は、希望している子どもの数

\*平成 25 年度実績：96 人（1 日平均利用者数）



### (3) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の 見込み	1号認定 利用	5,266 人日/年 (26 人/日)	5,183 人日/年 (26 人/日)	5,124 人日/年 (26 人/日)	5,293 人日/年 (26 人/日)	5,235 人日/年 (26 人/日)
	2号認定 利用	30,732 人日/年 (154 人/日)	30,249 人日/年 (151 人/日)	29,907 人日/年 (150 人/日)	30,893 人日/年 (154 人/日)	30,551 人日/年 (153 人/日)
② 確保 方策	一時預かり 事業（在園児 対象型）	35,998 人日/年 (180 人/日)	35,432 人日/年 (177 人/日)	35,031 人日/年 (176 人/日)	36,186 人日/年 (180 人/日)	35,786 人日/年 (179 人/日)
不足分（②－①）		0 人日				

\* 「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

\* 平成 25 年度実績：32,000 人日/年

\* ( ) 内の1日あたりの数は、年 200 日稼働として計算

\* 本市では現在、土曜日・日曜日においては未実施です。



② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【未就学児】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）等の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所（園）において子どもを保育する事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		14,564 人日/年	14,388 人日/年	14,261 人日/年	14,246 人日/年	14,070 人日/年
②確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,200 人日/年 （5 人/日）				
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	11,460 人日/年 （32 人/日）				
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0 人日/年				
不足分（②－①）		▲1,904 人日/年	▲1,728 人日/年	▲1,601 人日/年	▲1,586 人日/年	▲1,410 人日/年

\* 「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

\*平成 25 年度実績：一時預かり事業（在園児対象型を除く） 668 人日/年

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 0 人日/年（未実施）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 0 人日/年（未実施）

\*シルバーママサービスの延利用件数：平成 23 年度 1,910 件、平成 24 年度 1,505 件、平成 25 年度 1,337 件/年

\*（ ）内の1日あたりの数は、一時預かり事業：年 250 日、子育て援助活動支援事業：年 360 日稼働として計算

\*確保方策不足分は、シルバーママサービスにて対応

#### (4) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【病児・緊急対応強化事業】

病児・病後児保育とは、子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所（園）、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		2,708 人日/年	2,672 人日/年	2,646 人日/年	2,678 人日/年	2,646 人日/年
②確保方策	病児保育事業	1,500 人日/年 (6 人/日)	1,500 人日/年 (6 人/日)	2,646 人日/年 (11 人/日)	2,678 人日/年 (11 人/日)	2,646 人日/年 (11 人/日)
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年
不足分(②-①)		▲1,208 人日/年	▲1,172 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年

\* 「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

\* 平成 25 年度実績：110 人日/年

\* ( ) 内の1日あたりの数は、年 250 日稼働として計算

#### (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		0 人日				
②確保方策		0 人日				
不足分(②-①)		0 人日				

\* 「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（週間）

## (6) 放課後児童健全育成事業

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	511 人	501 人	490 人	473 人	466 人
②確保方策	511 人	501 人	490 人	473 人	466 人
不足分(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

\*「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数

\*平成 25 年度実績：496 人

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9 人日/年				
②確保方策	9 人日/年				
不足分(②-①)	0 人日/年				

\*「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

\*平成 25 年度実績：0 人日/年（未実施）

## (8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所				
②確保方策	1 か所				
不足分(②-①)	0 か所				

\*「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計

## (9) 妊婦健康診査

妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	432 人/年 (4,320 人)	428 人/年 (4,280 人)	423 人/年 (4,230 人)	418 人/年 (4,180 人)	412 人/年 (4,120 人)
確保方策	担当課 : 健康課 実施場所 : 医療機関・助産師会 実施体制 : 福岡県・佐賀県・大分県医師会及び福岡県助産師会に委託契約し実施している。その他、県外医療機関との個別契約、償還払いを行っている。 検査項目 : 基本健診、血液検査、分泌物検査、超音波検査、保健指導 実施時期 : 通年				

\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

\* 「量の見込み」の（ ）内は、対象者数×1人あたりの健診回数/年

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	432 人/年	428 人/年	423 人/年	418 人/年	412 人/年
確保方策	担当課 : 健康課 子育て支援課 実施体制 : 助産師、保健師、看護師が実施				

\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

\*平成 25 年度実績：432 人（年間対象者数）

## (11) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、訪問支援者等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4 人/年	4 人/年	4 人/年	4 人/年	4 人/年
確保方策	担当課 : 子育て支援課 実施体制 : 小郡大刀洗広域シルバー人材センターに委託契約し実施している				

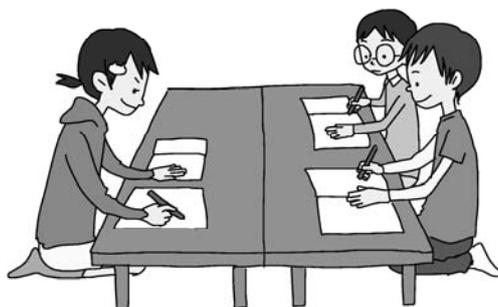
\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

\*平成 25 年度実績：8 人（年間対象者数）

【参考】地域子ども・子育て支援事業の実績と確保方策

	実績		確保方策			
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
時間外保育事業 (延長保育事業)	96 人 (1日平均)	350 人/日	346 人/日	342 人/日	346 人/日	342 人/日
一時預かり (幼稚園における預かり保育)	160 人/日	180 人/日	177 人/日	176 人/日	180 人/日	179 人/日
一時預 かり(その 他)	一時預かり (保育所)	3 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日
	ファミリー・サポ ート・センター(未 就学児のみ)	未実施	32 人/日	32 人/日	32 人/日	32 人/日
	トワイライトステイ	未実施	-	-	-	-
病児・病後児保育事業	0.4 人/日	6 人/日	6 人/日	11 人/日	11 人/日	11 人/日
ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	未実施	-	-	-	-	-
放課後児童健全育成事業	496 人	511 人	501 人	490 人	473 人	466 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	未実施	9 人/年				
利用者支援事業	未実施	1 か所				
妊婦健康診査	430 人/年	432 人/年	428 人/年	423 人/年	418 人/年	412 人/年
乳児家庭全戸訪問事業	432 人/年	432 人/年	428 人/年	423 人/年	418 人/年	412 人/年
養育支援訪問事業	8 人/年	4 人/年	4 人/年	4 人/年	4 人/年	4 人/年

\*一時預かり、病児・病後児保育事業の実績及び確保方策の1日あたりの人数は、年間の人数を稼働日数で割っておおよその数を算出。



## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、家庭や地域がそれぞれの役割のもとに、協力・連携しながら取り組むことが重要です。本計画の推進にあたっては、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。

行政	本計画の施策を推進するために、関係課長等を対象とした「計画推進会議」、関係係長等実務者を対象とした「計画プロジェクト会議」を行い、庁内各課が緊密な連携を図ることで全庁的に取り組み、地域ぐるみの子育て支援を促進します。
家庭	子育ての第一義的な責任は保護者にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。
地域	近所の子どもとあいさつを交わしたり、登下校中の子どもの安全を気づかうなど、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

#### (2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを子育て支援事業ガイドや広報紙、市のホームページ等を活用して周知するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

#### (3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、教育・保育の広域利用など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

## 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握・評価し、その結果については、子ども・子育て会議に報告していきます。



# 資料編

## 1 用語解説

あ行		
アンビシャス 広場	「地域で遊ぶ子どもの姿を取り戻そう」の合言葉のもと、地域の大人が見守る子どもたちの居場所として奨励している事業（福岡県）。放課後や休日、アンビシャス広場へ行くと、いろんな年齢の友達や地域の大人と一緒に遊んだり、学習をしたり、さまざまな経験やふれあいをすることができる。	P40
か行		
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育所をいう。	P3
協働	住民、行政、企業等の複数の主体が、それぞれの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で地域の課題解決等の共通の目的に向け、連携・協力していくこと。	P30
子ども・子育て 関連3法	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。	P1
さ行		
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。	P6
情報リテラシー	インターネットの普及により情報が何でも容易に得られるような環境の中で、自分が必要とする情報を的確に収集したり、適切に情報を発信できるようになるなど、情報を適切に扱える能力をいう。	P57
食育	平成17年7月に施行された「食育基本法」に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。	P52

スクールソーシャルワーカー	学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家。	P55
た行		
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。	P32
な行		
ニート（NEET）	英語の「Not in Employment, Education or Training」（教育も職業訓練も受けていない無職の人）の略語。	P46
認定こども園	幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、以下の4つのタイプがある。 ①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所（園）とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ③保育所（園）型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。	P1
は行		
バリアフリー	障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	P26
ブックスタート	「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。	P39

放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に事業所で預かり、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。 平成24年、「児童福祉法」の一部改正により位置づけられた。	P40
ま行		
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。青少年の育成においては、流れてくる情報の良し悪しや意図するところを理解し、情報に流されない主体的なあり方が望まれる。	P43
や行		
ヤングアドバイザー	いじめや不登校等、心に不安や悩みをもつ小中学生に対し、お兄さん、お姉さんとして「話し相手」「遊び相手」となり、相談活動を通じて子どもたちの自立を支援する学生ボランティアのこと。	P55
ら行		
療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。	P44

## 2 小郡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、小郡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 小郡市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属団体等	任期	
石田 久治	小郡市社会福祉協議会 会長	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 4 月 18 日	委員長
吉塚 邦之		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
平井 幹子	小郡市民生委員児童委員協議会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
秋山 幹子	小学校長会 代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 5 月 30 日	
中尾 郁雄		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
組坂 幸喜	九州大谷短期大学	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
梶原 潔	小郡市保育協会代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	副委員長
大石 悦子	三井幼稚園園長	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
島田 郁子	すくすく園（嶋田病院内）	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
西本 成巳	社会福祉法人 こぐま福祉会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
飯田 悦子	公益社団法人 小郡大刀洗広域 シルバー人材センター	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
鈴木 圭一	小郡市学童保育所連絡協議会	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
村橋 理恵	小郡市小学校 P T A 連絡協議会 代表	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 5 月 30 日	
石橋 信幸		平成 26 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
堀内 美智代	保育所（園）保護者	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
寺崎 理恵	幼稚園保護者	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
立野 由紀子	子育て支援サークル 「ソーイングハイ」	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	
今吉 美紀	乳幼児 B スマイル学級	平成 25 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日	

敬称略、順不同

## 4 小郡市子ども・子育て会議開催状況

	開催内容	開催年月日
第1回	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子どもや子育てを取り巻く現状 (3) ニーズ調査(案)について	平成25年 10月21日
第2回	(1) ニーズ調査について (2) 「小郡市次世代育成支援行動計画(後期計画)」について	平成26年 1月17日
第3回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて ・策定手順について ・ニーズ調査の結果の速報について ・事業量の見込みについて	平成26年 3月24日
第4回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第1章 計画の策定にあたって ・第2章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く現状 ・第3章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く課題	平成26年 6月25日
第5回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第3章 小郡市の子どもや子育てを取り巻く課題 ・第6章 量の見込みと確保方策	平成26年 7月29日
第6回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・第4章 計画の基本的な考え方 ・第6章 量の見込みと確保方策	平成26年 8月28日
第7回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」について ・第4章 計画の基本的な考え方 ・第5章 施策の具体的な取り組み	平成26年 11月11日
第8回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画」について ・第7章 計画の推進体制 ・前回までの修正	平成27年 1月13日
第9回	「小郡市子ども・子育て支援事業計画(最終案)」について ・パブリックコメントについて ・第7章 計画の推進体制	平成27年 2月24日

## 小郡市子ども・子育て支援事業計画 (第1期)

---

発行年月 平成27年3月

発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市 保健福祉部 子育て支援課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-72-7481

e-mail : [kosodate@city.ogori.lg.jp](mailto:kosodate@city.ogori.lg.jp)

ホームページアドレス : <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>